

平成 30 年 11 月 30 日開会

平成 30 年 12 月 20 日閉会

平成 30 年 西 予 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 録

西 予 市 議 会

第 1 日

11 月 30 日 (金曜日)

平成30年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年11月30日 | 生活福祉部長 | |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 兼福祉事務所長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 開 議 | 平成30年11月30日 | 教 育 部 長 | 高 橋 司 |
| | 午前10時00分 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 散 会 | 平成30年11月30日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| | 午前11時23分 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| 1. 出 席 議 員 | | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 11 番 | 源 正 樹 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | | |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 | | |
| 総 務 企 画 部 長 | 三 好 敏 也 | | |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 岩 瀬 布 二 夫 | | |

議 事 日 程

- | | |
|--|---|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(1番 宇都宮久見子、2番 信宮徹也)</p> <p>2 会期の決定
(11月30日～12月20日 21日間)</p> <p>3 認定第 1号 平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 2号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 3号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 4号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 5号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 6号 平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 7号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 8号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 9号 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第10号 平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について</p> <p>認定第11号 平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について</p> <p>認定第12号 平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について</p> <p>4 議案第125号 西予市社会教育複合施設新築工事変更請負契約について</p> <p>5 議案第126号 西予市保育所条例の一部を</p> | <p>改正する条例制定について</p> <p>6 議案第127号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第128号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について</p> <p>7 議案第129号 市道路線の認定について</p> <p>8 議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)</p> <p>9 議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第132号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)</p> <p>議案第133号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)</p> <p>議案第134号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)</p> <p>10 報告第18号 専決処分事項の報告について</p> |
|--|---|

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|--|---------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | 設の指定管理者の指定について |
| 2 | 会期の決定 | 議案第128号 | 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について |
| 3 | 認定第 1号 平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について | 7 | 議案第129号 市道路線の認定について |
| | 認定第 2号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 8 | 議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号) |
| | 認定第 3号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について | 9 | 議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| | 認定第 4号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | | 議案第132号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号) |
| | 認定第 5号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | | 議案第133号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| | 認定第 6号 平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | | 議案第134号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| | 認定第 7号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 10 | 報告第18号 専決処分事項の報告について |
| | 認定第 8号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | | |
| | 認定第 9号 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | | |
| | 認定第10号 平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について | | |
| | 認定第11号 平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について | | |
| | 認定第12号 平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について | | |
| 4 | 議案第125号 西予市社会教育複合施設新築工事変更請負契約について | | |
| 5 | 議案第126号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | | |
| 6 | 議案第127号 西予市木質ペレット製造施 | | |

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより平成30年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成30年西予市議会第4回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ここ数日朝霧が一段と濃くなり、冬の足音が聞こえてくるきょうこの頃であります。月日が経つのは早いものであすから師走。日増しに慌ただしさを増し、歳月の早さをしみじみと感ずるときとなりました。議員の皆様におかれましても公私ともにご多忙のところと存じますがご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この1年を振り返りますと国内外でかつてないほど災害が発生した年でありました。1月は関東甲信越で、2月は福井県で記録的大雪に見舞われました。6月には大阪で震度6弱の地震が発生し、小学校のブロック塀が倒壊して通学途中の女児が犠牲となりました。7月、日本を初め世界各地で異常猛暑となり、9月には最大震度6強を記録した北海道地震が発生し、多くの死傷者を出すこととなり、大規模ブラックアウトが発生し北海道全土が停電をいたしました。

このような異常気象や自然災害が続く中、西予市におきましても、2月には記録的な寒波の影響により宇和地区では史上最低のマイナス12度を記録し、3,513世帯に及ぶ広域断水が発生をしました。

そして7月。梅雨前線に伴う記録的な豪雨によりまして、市内各地で甚大な被害が発生し、6名のとうとい命が犠牲となったほか、広範囲で多くの浸水被害が発生し、住家を初めとする市民の財産が流出し甚大な被害が発生をいたしました。今まで感じたことのない失意の中、全国の自治体や団体、ボランティア、多くの皆様からの支援を賜りました。西予市に思いを寄せてくださった全ての皆様に対しまして、深く感謝をしているところであります。現在、復興計画を策定中ですが、今後とも皆様のお力を、そして、お知恵をい

ただきながら着実に一歩ずつ進めてまいりたいと思います。

また、復旧・復興にあたり、愛媛県から仮設住宅を初めとするさまざまなお力添えをいただいているところでございますが、今年18日、愛媛県知事選挙におきまして、中村知事が3回目の当選を果たされました。その政策の柱に、防災・減災、人口減対策、地域経済活性化を掲げておられますので、西日本豪雨で被害の大きかった南予地域の置かれている状況や地域住民の思いを具体的な施策に反映させられるよう特段のご配慮とご支援をお願い申し上げたいと存じます。

さて、本市におきまして、明るいニュースが飛び込んでまいりました。明浜町狩浜の「宇和海狩浜の段畑と農漁村の景観」が国の重要文化的景観の選定答申を受けることになりました。当たり前にある風景が、先祖が築いてきたもの、それを脈々と引き継ぐ私たちの営みが全国的に見ても重要であると認められたことがとても誇らしくうれしく思います。

去る11月27日に第167回乙亥大相撲が満員御礼のもとで盛大に開催されました。乙亥大相撲はその昔、260棟を巻き込む大火災が起きた野村町において、無火災を祈念して始まったものであります。7月の豪雨により今回の開催が危ぶまれておりましたが、166年間一度も絶やすことなく、この相撲大会を続けてこられた先人たちの思いと、豪雨からの復興を祈願して開催されました。関係者の皆様のご努力とご尽力に敬意を表したいと思います。

さて、本定例会でございますが、契約案件1件、条例改正1件、指定管理者の指定2件、補正予算5件など計11件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

なお、議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員に1番宇都宮久見子君、2番信宮徹也君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日から12月20日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から12月20日までの21日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、閉会中の継続審査となっております認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

西予市決算審査特別委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

西予市決算審査特別委員会委員長竹崎幸仁君。

竹崎幸仁君。

○竹崎幸仁決算審査特別委員会委員長

西予市決算審査特別委員会審査報告。

平成30年9月5日に付託されました認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの特別会計及び公営企業会計11件について、当委員会は、10月15日、17日、19日の3日間にわたり分科会を開催し、市理事者の出席を求め慎重に決算審査を行い、11月2日の特別委員会において全て認定と決しました。

審査の概要についてお手元の報告書より抜粋して報告いたします。

まず、認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」総務課所管分の「野村支所庁舎建設事業」については、実施設計を進めていたところであるが、平成29年度中に隣接している西予市商工会野村支所の土地購入の要望を受け建設用地として利用することとしたため、設計の見直しが必要となり、実施設計については、平成30年度に繰り越し、現在もまだ災害等の影響を受け実施設計には至っていないとの説明がありました。野村支所は複合施設で、7月豪雨災害により2年間延期になったが、相手方の同意は得ているか、どういう協議をしたかとの質疑があり、初めに2年間延期になることについて事前連絡をした上で、8月20日付け支所長名で文書通知を行った。その後、各事業所に訪問し経緯説明を行い、2年間の延期については同意を得ているとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分の「移住交流促進事業」では、移住フェアの市内の人向けの告知、PRはどのような形でされているかとの質疑があり、移住フェアの市内向けの告知は現在行っておらず、東京圏、大阪圏等に職員、コーディネーターが参加している状況であるとの答弁があり、口コミやSNSなどで市内の人に知ってもらうことも大事ではないか。わざわざ行くより地元の人が拡散してくれるほうが効果はあるのではないかとの提言がありました。また、「地域発「せいよ地域づくり」事業」では、手上げ組織が18で9組織が手上げをされていないという状況であるが、この組織に対する行政からの支援はどうなっているかとの質疑があり、手を上げていない地域づくり組織に関しては、愛媛大学の有識者を初め、5人の地域づくりアドバイザーを地域に派遣して、手上げの方法や基礎型交付金の運用の仕方など、細かいことも指導しているとの答弁でありました。「ふるさと納税推進事業」では、返礼品なしのふるさと納税は考えていないかとの質疑があり、現時点では取り組みは行っていない。形は異なるが、地域おこし協力隊等へのクラウドファンディングという形で支援をするなどの取り組みは行っているとの答弁でありました。

生涯学習課所管分の「ブックスタート事業」で

は、乳幼児に絵本をプレゼントし、親子の情操豊かな触れ合いや本に親しむきっかけづくりを目指している事業であるとの説明があり、当事業の成果向上について質疑があり、ことし4年目となりブックスタートという言葉が保護者にある程度浸透してきたと考えている。ゼロ歳児の図書利用カードの登録率や貸出冊数の増加からも成果が向上していると考えているとの答弁でありました。

スポーツ・文化課所管分の「文化的景観保護推進事業」では、文化的景観選定後の活用はどのような方向で考えているかとの質疑があり、選定は第一歩であり、この選定によって地域の魅力を幅広い視野から掘り起こすことはできると思っている。この選定によって文化的景観の重要な構成要素に対して国の補助が活用できるようになるため、補助金を活用して修理や修景を積み重ねることにより、今ある景観を残していくことができる。一番大切なことは、狩浜地区そのものの付加価値を高めたり、狩浜の製品の付加価値も高めたりしていくことにより、地域活性の一助になりうるのではないかと考えているとの答弁でありました。

健康づくり推進課所管分の「不妊治療助成事業」では、治療する病院は県内のみと指定されているのかとの質疑があり、当助成事業は県の助成に上乘せする助成事業である。県が対象とする指定医療機関は、都道府県知事、政令指定都市及び中核市の市長が指定した医療機関であって、県外の医療機関でもその県の知事等が指定していれば県外で治療を受けても助成の対象になるとの答弁でありました。また、「がん検診等（骨粗しょう症を含む）事業」では、胃がん検診の工夫改善について質疑があり、検診受診者からバリウムによる検診方法を改善してほしいという声は何度も聞いており、検診機関も集団検診で胃カメラが使用できないか検討していたようである。担当者間でも話し合っているが、胃カメラはまだ国の指針が厳しく医療機関にも手間をかけてしまうため、来年度からの取り組みは難しいと思うが、国や県の動向を見ながら前向きに検討していきたいとの答弁でありました。

経済振興課所管分では、「企業誘致奨励金事業」については、株式会社ちぬやホールディングスやマルコメ株式会社への対応実績などを上げ、

今後も立地企業への奨励措置の継続と市内への企業立地を促進するために、必要な優遇措置を講じて産業振興及び雇用機会の拡大に努めていきたいとの説明がありました。委員からは、市外から来た企業は地元雇用の創出という面で貢献は多大なものになるが、地元出身者が企業し雇用を創出した場合にも将来的に同様の措置を望みたいとの意見が出ました。

農業水産課所管分では、「養蚕振興対策事業」に対し、振興策を講じているにもかかわらず養蚕農家の戸数が微増にとどまっていることについて質疑があり、多くの振興策により養蚕に取り組んでいる農家は現在8戸にまでふえたものの、専業でやれるほどの収益性はないため、参加者が伸び悩んでいる状況にあり、今後は、繭の生産について直営や野村高校で取り組めないか等の可能性も含めながらさまざまなことを検討したいとの答弁でありました。

林業課所管分の「有害鳥獣捕獲対策事業」では、平成29年度からは通年の捕獲ということで補正予算を組み計画頭数をふやしていたものの、実績が減ったことに触れ、狩猟者が減少している実態が浮かび上がり、狩猟者の育成により積極的な捕獲を行う環境をつくるよう要請を行いました。

建設課所管分の「危険空家除却事業」については、危険空き家がふえ続けている中で除却が追いついていない現況に触れ、国・県の補助枠拡大要望を行いつつ、予算の増額も検討し対処するよう求めました。「がけ崩れ防災対策事業」では、県補助60%、個人負担15%により行われる事業であるが、自治体によって自己負担率に違いはあるのかとの質疑があり、各自治体における財政力により多少の違いはあるとの答弁でありました。また、本事業を行うに当たり、特に公共性の高い場所の事業については、厳しい財政下ではあるが、個人負担の軽減を検討してみてもどうかとの提言を行いました。

認定第7号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」では、起債について財政改善措置としての繰り上げ償還等の取り組みを検討できないのかとの質疑があり、数年前高い利率で借り入れた起債のうち、可能なものは繰上償還により借りかえを実施したも

の、その後の起債は借り入れ時そのままの利率で支払っている。財政負担を軽減するため、国等に対し、補償金免除繰上償還制度の復活等要望を行っているとの答弁であった。

認定第10号「平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について」では、平成29年度において、西予市水道事業の経営の柱となる給水収益が前年度比1.2%のマイナス、金額にして674万3158円の減収となったことについての説明があった。上下水道課では給水人口の減少と節水型生活環境への移行が進んだためと推測しているとのことであった。委員からは、過誤納金に対する対応をどのようにしているのか質疑があり、過誤納金が判明した場合、直接利用者のところへ訪問等をして事情説明を行い、納得していただいた上でお金を返還するようにしており、ふだんから利用者に迷惑をかけないような対応を心がけているとの答弁でありました。

認定第11号「平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について」は、西予市民病院事務局と野村病院事務局よりそれぞれ説明がありました。看護師確保対策はどう考えているのかとの質疑があり、年度当初に県内の看護専門学校や医療機関を訪問し、病院のパンフレットの配布や奨学金制度のPR、事業所内保育のPRを行い、学生の周知を図っているとの答弁でありました。また、医療改革プランの検証について質疑があり、今回の災害を受け先延ばしになっているが、今後、機会を設けて検証していくとの答弁でありました。また、看護師に対する奨学金について、現在の要綱は、卒業後すぐに市内病院で働かなければならない運用となっているが、若い世代は都会に出て行きたい傾向があるため、猶予期間を設け、奨学金を受給したものが将来的に西予市に戻って働けるような弾力的な運用、仕組みを検討できないかとの質疑があり、奨学金を借りやすい制度にすることや借りても西予市の病院に勤めやすいような制度を検討していきたいとの答弁でありました。

認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」では、増床してからの利用状況について質疑があり、9月の入所者数はショートも含み2,502人、1日平均83.40人となった。昨年と同時期は2,334人、1日平均77.8人ということである。デイサービ

スについても、平成30年9月の平均が20.7人、平成29年9月の平均が19.27人ということである。今後もこの状況を続けていきたいとの答弁でありました。

また、11月2日に開催した特別委員会では、市の入札方法や市内業者受注状況などについて質疑があり、議会と行政が一緒になって、規約・規則も絡めながらよりよい方向に向けて研究したいとの答弁でありました。

その他、各分野で多岐に詳細にわたり質疑応答が行われ、平成29年度の決算の総括と次年度に向けて意見が交わされました。

以上、当委員会の審査の概要について申し上げましたが、理事者におかれましては、審査の過程で指摘した事項及び今回提出する提言書に記載の29項目に対し、新年度の予算編成において可能な限り対応するよう検討するとともに、歳入決算で見受けられる不納欠損額や収入未済額の縮減に努め、歳出での不要額が生じている科目については、予算措置のあり方などを十分に精査する必要があります。そして、引き続き限られた財源を有効かつ効果的に活用するために、費用対効果の見きわめと健全財政の堅持に努められたい。

以上、委員会審査報告といたします。

平成30年11月30日、西予市決算審査特別委員会委員長竹崎幸仁。

○議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号「平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第12号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第12号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの11件は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第12号までの11件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第125号「西予市社会教育複合施設新築工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

高橋教育部長。

○高橋教育部長

それでは、議案第125号「西予市社会教育複合施設新築工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は平成30年西予市議会第2回定例会において議決をいただき、西予市社会教育複合施設新築工事、戸田・中央総合共同企業体、代表者戸田建設株式会社松山営業所所長山田哲郎氏と工事請負金額7億8408万円で契約を締結し建設工事を進めているところでございます。

このたび市が所蔵する美術作品等を一般公開するための展示ケースを設置することとし、その他、構造用集成材確保のための資材変更等を追加するため、178万4000円増額して、工事請負金額7億8586万4000円とし、工事変更請負仮契約を去る平成30年11月16日に締結しましたので議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう

お願いいたします。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

議案125号についてお尋ねいたします。

先ほど教育部長から説明のありました178万4000円増額ということにつきまして、これは内容が市保有の美術品の展示ケースなどが主なもののように拝察したわけですが、市保有といいますが聞き及んでいるところではギャラリーしろかわに保存されておる美術品などを展示されると聞いておりますが、西予市にはいろんな各種文化団体があるわけですが、その中の美術協会などにつきましても、なかなか無料で展示できる場所がないと聞いておりますので、ぜひともこの機会に文化都市西予市ということを中心に振興するためにも、室内でのそういう絵画、書道、それから写真などいろいろ愛好会もあって、そういう展示する場所を求めておられますので、ぜひとも無料で展示できるようにご配慮を願ったらと思っておりますので、その辺のお考えがあればご答弁願いたいと思います。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

お答えさせていただきます。

この社会教育複合施設は、図書館と交流施設との複合施設でございます。交流施設におきましてはフリースペースというのを設けておりまして、その一角に今回美術品等を展示するケースを設置するというところでございます。このフリースペースをぜひ有効に活用してにぎわいのある施設に私どももしたいと思っておりますので、文化協会等のご参加の皆様方の作品等もぜひこのフリースペースを活用していただいて、展示をしていただこうというふうに思っております。料金につきましてはぜひ無料という形で検討したいと思っておりますので、どうぞそこら辺よろしくお願ひしたらと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

今回つくられる、展示ケースをつくられる、部屋の中につくられるのかフリースペースというのがちょっと今はっきりしないんですけども、部屋の中につくられるとすれば、またこれ限りがあると思いますので、広い大きな施設です、廊下とか、そういういろいろ展示できるスペースを最大限に活用していただいて、ぜひとも無料で、検討じゃなしに、検討していただくのは結構ですけども、確約をお願いできたらと思っています。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

この一応フリースペースの中に美術品のケースが今回整備するというごことをございますけれども、この先ほども申しましたように交流施設が図書館と一体化した施設でございますので、当然廊下と、あるいはもっと広い部屋もございますので、そこら辺を有効に活用していただいて市民の方に愛される施設にしたいと思います。無料、もちろん来ていただくためにはお金を取るとなかなか来ていただけなくなると思いますので、入館につきましてはもちろん無料というようなことで考えております。

以上でございます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

入館については無料ではなくて、私が言いたいのは展示する人に対してお金を取らないようにということを第一に考えていただきたいと思っています。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま中村議員からの部屋の利用料の無料というお話でございます。これは今言いましたように、ここで絶対無料にするということは即答をよしないんですけども検討はさせていただきます。ただ、いろんな施設、それなりの維持管理のために経費は必要な実態がございますので、そこら辺も検討の上、熟慮をして結論を導きたいと思っていますので時間をいただきたいと思っています。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

市長から検討するという言葉をいただきましたので、できるだけ有料になっても極力経費を安く展示できるようにお願いできたらと思っていますのでよろしくをお願いします。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第125号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第125号「西予市社会教育複合施設新築工事変更請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第125号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し

上げます。

本市が設置する野村保育所は、平成30年7月豪雨の影響により施設機能が著しく損壊したことから、現在、社会複合施設ゆめちゃんこの2階を臨時代替施設として保育事業を実施しております。

新たな野村保育所の建設につきましては、野村地域の保育・幼児教育のあり方を含め、新たな建設予定地につきましても協議・検討がなされてまいりましたので、その方針に基づき建設を進めることとしております。しかしながら、新たな野村保育所の建設完成までには時間を要するため、当面の間、野村運動公園の敷地内に建設中の仮設保育所へその機能を移転し、保育所の位置を変更する必要があることから本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第127号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」及び、議案第128号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第127号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、林産物の付加価値を高め地域産業の活性化を図ることを目的として、木質ペレット及びおが粉の製造並びに販売を行う施設として整備されるものであります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社エフシーを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

その選定理由といたしましては、当候補者は、平成23年4月から本施設の指定管理者であり、城川町下相に事務所を置き、本施設や施設近隣の地理にも明るく木材の知識や原木の取り扱いにもな

れており、管理運営上必要な人的、物的能力も有し、本施設の健全な管理・運営及び適切な処理が期待できるとともに、本施設の万一の事故や災害発生に際しても早急な対応が可能であり、万全の体制が図られると判断したものであります。

なお、株式会社エフシーの概要及び事業計画等については別添の参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第128号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は漁港内に係留しているプレジャーボート等の係留場所を確保することにより、水域利用の調整を行い、海洋性レクリエーション地域の基地として位置づけ、地域の活性化を図ることを目的に設置された施設であります。今回、本施設の指定期間満了に伴い、次期指定管理者の選定を行うため、去る10月2日から1箇月間、指定管理者の公募を実施したところ1件の申請があり、西予市産業部指定管理者審査委員会において審査の結果、ササキマリン株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その選定理由といたしましては、平成20年7月の施設供用開始以来、長年類似の施設を運営してきた実績と豊富な経験を生かし、施設の適正な運営管理がなされてきたこと。さらに、同社は地域と密着し地域振興及び地域の活性化に寄与することを経営の基本理念ととらえており、経営に対する積極的な姿勢も見られることから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、ササキマリン株式会社の概要及び運営方針につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、議案第129号「市道路線の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第129号「市道路線の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回、法正運動公園線及び坂本中組線の認定をお願いするものであります。

まず、市道法正運動公園線につきましては、平成30年7月豪雨災害によりまして、野村運動公園に応急仮設住宅が建設され、12月には仮設保育所が建設されることに伴い、周辺道路の混雑が予想されることから当該道路を整備し、市道として管理するため認定するものであります。

次に、城川支所敷地内道路である坂本中組線につきましては、総合センターしろかわ跡地に四国西予ジオミュージアムの建設を予定していることから交通量の増加を想定し、市道として管理するため認定するものであります。

なお、本件に係る市道認定につきましては、さきの11月12日に開催いたしました「西予市道路格付専門委員会」におきまして承認をいただいているものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長

次に、日程第8、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、平成31年第1回定例会でご審議をいただく、本市の来年度予算の編成方針並びに国の来年度予算編成の動向と地方財政の課題につきまして一言触れさせていただきたいと存じます。

今月7日、7月豪雨災害などからの復旧・復興や学校の緊急重点安全確保対策に向けた総額9356億円の平成30年度第1次補正予算が国において成立をいたしました。また、各省庁では、来年度当初予算編成の編成作業が本格化してありまし

て、一般会計の概算要求総額は過去最高の102兆7658億円となっております。来年10月に予定されております消費税率引き上げに伴い、景気の腰折れを防ぐための需要反動減対策である社会保障の充実や車体課税の見直しなどは、要求の枠外として予算編成過程で検討することとしており厳しい予算編成を迎えております。こうした中、総務省が取りまとめをいたしました平成31年度の地方財政の課題として、第1に「人づくり革命の実現と地方創生の推進」として平成31年10月から実施が予定されております幼児教育・保育の無償化について、既に取り組んでいます子育て施策の推進に支障が生じることのないよう円滑な事務処理や保育人材の確保のほか、必要な財源の確保が求められております。また、地方創生の推進につきましては、まち・ひと・しごと創生事業費の算定が取り組みの必要度から取り組みの成果へ段階的にシフトされることから、財政力が弱く条件不利地域である本市では、成果があらわれるまで長期に渡る取り組みが必要となります。

第2に、「地域の持続的発展を支える地方税体系の構築」として、森林環境税、仮称ではございますが、平成36年度から課税を開始いたします。森林環境譲与税として平成31年度から譲与を開始することとされていますが、森林環境譲与税を財源として実施します森林整備等については、円滑に実施できますよう、制度の詳細について地方の意見を十分に踏まえるとともに、新たな歳出を地方財政計画に計上することが求められております。

第3に、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化」として、「新経済・財政再生計画」の枠組みのもと、平成31年度から3箇年を経済財政の基盤強化期間と位置づけた上で、社会保障改革を軸とした持続可能な経済財政の基盤固めを行うため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされてきましたが、今後、総額の確保については厳しい状況となっております。また、行政サービスの改革として平成35年度末までに、自治体情報システムのクラウド化を公共施設等の老朽化対策として、平成32年度末までに具体的な対応方針を定めた個別施設計画の策定を財政状況の見

える化として公共施設等の老朽化度合いを示す指標と将来負担比率を組み合わせることで今後の財政上の課題を多面的に把握することが求められております。

本市におきましては、7月の豪雨災害発生以降、財政調整基金等を取り崩しまして、地方債を発行することによって、災害対応の復旧・復興予算の収支均衡を保って参りました。平成31年度以降も市税や地方交付税等の一般財源が減少する中、社会保障関連経費と公債費の後年度負担増が見込まれ、収入不足を基金の取り崩しによって補填する対応が迫られております。

平成31年度予算は、7月豪雨災害の復旧・復興事業を最優先事業として、第2次西予市総合計画基本戦略の目標を達成するための事業の重点化に取り組み、歳入を見通した適正な予算規模の三つの目標を設定した予算編成に取り組みたいと思います。今後の財政状況及び財政方針について情報提供に努めるとともに、市民の皆様の理解が得られるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回の補正予算でございますが、豪雨災害に関連した復旧・復興に要する経費及び中止、延期となりました事業の減額調整、その他緊急を要する経費を計上するものであります。

その主な内容でございますが、予算書の款別にご説明を申し上げます。予望書の款別にご説明を申し上げます。

総務費では、野村支所庁舎建設、ジオパーク拠点施設整備事業等の延期による事業費の減額を行い、民生費では民営化した保育所への運営補助に要する経費、野村仮設住宅周辺道路整備に要する経費等を計上し、衛生面では、廃止しました俵津歯科診療所の民間医療機関での診療開始に要する経費、簡易水道事業会計への繰出金のほか、財源の組み替えを行っております。

農林水産事業では、営農集団への農機具導入補助に要する経費のほか、農道改良、林道開設、漁港海岸高潮対策事業等の減額を行い、商工費では被災を受けた商工業者への復興に要する経費、災害関連資金の利子補給に要する経費等のほか、イベント事業の減額を行っております。

土木費では、がけ地崩壊の復旧に要する経費、公営住宅の修繕に要する経費のほか、市道改良事

業等の減額を行い、教育費では、貝吹公民館の移転復旧に要する経費、野村球場の防球ネット設置に要する経費のほか、公民館耐震化事業の減額を行っております。

災害復旧費では、乙亥会館及び大和田地区体育館の復旧に要する経費、新野村保育所の整備に要する経費、三滝溪谷自然公園遊歩道の復旧に要する経費を計上いたしております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上いたしまして、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は既決いただいております歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億6884万8000円を増額し、歳入歳出予算の総額を423億8080万7000円と定めるものであります。

また、継続費の補正として四国ジオパーク拠点施設のオープンを平成32年度から2年間延期したことによりまして、継続費の廃止を行っております。

債務負担行為の追加といたしましては、平成31年度に実施予定の事業及び指定管理施設の管理運営事業など9事業につきまして限度額を設定させていただきます。

地方債補正では、災害復旧事業債等の限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。予算書の18ページをお開き願います。

総務費、1項5目財産管理費、野村支所庁舎建設事業ほか2事業において事業を延期したことにより1億7091万2000円を減額するものであります。9項3目ジオパーク推進事業費、ジオパーク拠点施設整備事業3350万円の減額であります。事業延期により展示・本体工事などによる経費を減額し、あわせて、予算書7ページにおいて継続費の

廃止を行っております。

19ページをお開き願います。

民生費、1項4目障害者福祉費、障害者総合支援給付事業1億986万9000円ですが、介護給付費、訓練等給付費実績見込み額が予算に対して不足することにより給付費負担金を計上するものであります。7目人権対策費、改良住宅事業59万9000円ですが、老朽化し入居者も見込めないことにより、政策的に空き家として管理しております改良住宅の解体に要する設計委託料を計上するものであります。

20ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費1971万6000円ですが、新明浜支所敷地内に社会福祉法人が整備を行います高山保育所の上水道給水管敷設に要する経費として151万6000円、本年4月に民営化をしました多田・石城保育所の安定的な運営と良質な保育サービスの提供を確保するため、西予市民営化保育所運営費補助金交付要綱に基づき、運営補助金として1820万円を計上するものであります。

4項1目災害救助費、建設課所管分6988万8000円ですが、災害公営住宅建設の地質調査、基本・実施設計委託料などに要する経費として3188万8000円、野村仮設住宅周辺道路整備に要する経費として2800万円、仮設住宅に物干し屋根を設置する経費として1000万円を計上するものであります。

21ページをお開き願います。

衛生費、1項1目保健衛生総務費、旧国保診療所等維持管理事業132万7000円ですが、本年3月をもって廃止をいたしました国民健康保険依津歯科診療所を民間歯科医が診療を開始するために必要となります消耗備品などを購入する経費を計上するものであります。

4項1目水道費、簡易水道特別会計繰出事業168万5000円ですが、7月豪雨により被災を受けた簡易水道施設の修繕などに対して繰出金を計上するものであります。

22ページをお開き願います。

農林水産業費、1項6目水田農業対策費156万5000円ですが、営農集団が持続的な水田農業を支える基盤の確保支援として整備します機械施設の導入等に対して、えひめ米政策改革支援事業費補助金交付要綱に基づいて補助金を計上する

ものであります。

23ページをお開き願います。

3項2目水産業振興費23万5000円ですが、漁場機能の回復と漁場環境の保全を図るため、赤潮等によりへい死した養殖魚などを迅速に回収・処理する経費に対して水産系環境汚染物処理事業補助金を計上するものであります。

24ページをお開き願います。

商工費、1項2目商工業振興費505万円ですが、7月豪雨により被災した地域において、商工団体が行う被災地の復興事業及び管理運営等に要する経費に対して、西予市商工団体復興補助金交付要綱に基づいて補助金300万円を計上し、同豪雨により被災した中小企業者が、金融公庫などから融資を受けた災害復旧貸付資金に対して支払った償還利子の補給補助金として205万円を計上するものであります。

また、債務負担行為の追加といたしまして、予算書8ページにおいて、中小企業者等災害関連対策資金等利子補給金として、平成31年度から40年度までの期間を設定いたしております。

26ページをお開き願います。

土木費、5項2目公共下水道費6071万5000円の減額ですが、7月豪雨により被災を受けた公共下水道処理施設の災害査定結果を受けまして、特別会計において財源の変更を行ったため、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

28ページをお開き願います。

教育費、5項2目公民館費、貝吹公民館改築事業233万3000円ですが、7月豪雨により被災を受けた貝吹公民館の復旧として、旧大和田幼稚園を用途変更して公民館として使用するために要する改修設計委託料を計上し、財源として旧合併特例事業債を充てています。

29ページをお開き願います。

7項2目体育施設費、野村運動公園管理運営事業4028万4000円ですが、野村仮設住宅や仮設野村保育所などの利用者の安全面と野村球場利用者の利便性を図るため、防球ネットを設置する経費を計上し、財源として体育施設整備基金を充てています。

30ページをお開き願います。

災害復旧費、1項3目林業用施設災害復旧費、林地荒廃防止施設災害復旧事業600万円ですが

が、台風24号により被災を受けた山地2箇所の復旧に要する経費を計上し、財源として愛媛県単独治山事業費補助金を充てています。

31ページをお開き願います。

2項1目学校施設災害復旧費657万1000円ですが、台風24号により被災を受けた城川小学校法面復旧に要する経費を計上し、財源として公立学校施設災害復旧費国庫補助金と公立学校施設災害復旧事業債を充てています。2目社会教育施設災害復旧費12億5000万円ですが、乙亥会館の復旧に要する経費として12億円、大和田地区体育館の復旧に要する経費として5000万円を計上し、財源として社会教育施設災害復旧費国庫補助金と一般単独災害復旧事業債を充てています。

なお、今回の復旧経費は、地方債申請のための概算の経費でありまして、来年2月の国の査定を受けまして、補正予算等において復旧経費等の変更をする予定であります。

5項2目社会福祉施設災害復旧費1億2176万3000円ですが、新野村保育所建設に要する経費として基本設計、造成設計などの委託料及び建設予定地の土地購入費を計上し、財源として社会福祉施設災害復旧費県補助金と一般単独災害復旧事業債を充てています。

32ページをお開き願います。

6項2目単独災害復旧費715万8000円ですが、三滝溪谷自然公園内遊歩道の復旧に要する経費を計上するものであります。

予算書は8ページにお戻りください。

債務負担行為の補正といたしまして、平成31年度の広報せいよ印刷製本や生活交通バス運行业務の委託料等、今年度中に契約相手先を決定する必要があるもの計9件について期間及び限度額等を設定するものであります。

9ページをお開き願います。

事業費等の調整に伴い地方債補正を行っております。起債の目的別では、災害復旧事業9億870万円を増額して、地方債の限度額を全体で89億3107万4000円とするものであります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。13ページをお開き願います。

国庫支出金、2項11目災害復旧費国庫補助金9億91万7000円を増額し、14ページをお開き願います。

県支出金、1項2目7節災害救助費繰替支弁金交付金1億5026万3000円を増額し、15ページをお開きください。

繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金ではありますが、今回の補正で事業の延期等並びに復旧事業の財源の変更により6億1427万1000円を減額して収支の均衡を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。日程を続けさせていただきます。

(日程9)

○議長

次に、日程第9、議案第131号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」から、議案第134号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤井部長。

○藤井生活福祉部長

議案第131号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療円滑運営事業費補助金の確定に伴う財源の振り分けであり、これによる歳入歳出予算の増減はありません。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第132号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、田之筋農業集落排水施設の農業土木施設災害査定受検予定に伴う財源見込みにより歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。また、債務負担行為として、平成31年度の永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田及び明間浄化センター・中継ポンプ施設維持管理業務を設定するものであります。そのほか、地方債として、災害復旧事業債を設定するものであります。

続きまして、議案第133号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、公共下水道処理施設の災害復旧に要する経費の計上及び財源の調整などが主なものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算に、それぞれ2785万5000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億7567万4000円と定めるものであります。

また、債務負担行為として、平成31年度の西予市浄化センター維持管理業務を設定し、地方債補正では、災害復旧事業債を追加するものであります。

続きまして、議案第134号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は災害復旧に要する経費の増額及び財源の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出に、それぞれ776万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億8453万2000円と定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

（日程10）

○議長

次に、日程第10、報告第18号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

報告第18号「専決処分事項の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり8件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしま

した。

12月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時23分

第 2 日

12 月 6 日 (木曜日)

平成30年第4回西予市議会定例会会議録(第2号)

- | | | | |
|--------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年12月6日 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 平成30年12月6日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 散 会 | 平成30年12月6日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午前11時44分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	保 木 俊 司
総務企画部長	三 好 敏 也
会計管理者	山 口 正 人
医療介護部長	山 岡 薫 彦
産業部長兼 生活福祉部産廃処理施設担当部長	酒 井 信 也
建設部長	岩 瀬 布 二 夫
生活福祉部長	藤 井 兼 人
教育部長	高 橋 司

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。

本日はこのように大勢の市民の方々、傍聴にお越しいただきましてまことにありがとうございます。また、宇和島市の市議会議員さんも研修のためということで来ていただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

改めましておはようございます。

11月30日の定例議会初日におきまして、議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由の説明の中で、被災した野村保育所の臨時代替施設の名称を社会複合施設と説明いたしました。正しくは野村地域教育福祉複合施設の誤りでしたので訂正とお詫びをさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長

本日の議事日程はお手元に配信のとおりでございます。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。まず5番中村一雅君。

5番中村一雅君。

○5番中村一雅君

改めましておはようございます。議席番号5番中村一雅です。議長より発言の許可を得ましたので、通告書、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、まず本日はご多忙の中、また雨で足元の悪い中、多数の方々に傍聴にお越しいただきました。まことにありがとうございます。

さて、7月7日の豪雨災害からはや5カ月がたとうとしております。西予市においても復興はまだ緒についたばかりでございますけれども、被災

住宅にお住まいの方、親戚の方に、身寄りのところにお住まいの方、それぞれに不便な思いをされている方に心からお見舞いを申し上げます。また、心の傷のいえていらっしゃらない方も多数おられると存じますが、その方々につきましても、1日も早く回復、1日も早い復興を心から念じ上げております。

11月時点で西予市においても126億の復興に係る予算を可決し、これから邁進していこうということでございますので、行政も頑張っておられることと思っておりますけれども、私ども議員としても精いっぱい努力・協力を惜しまない覚悟でございますので、今後ともよろしく願います。

さて、三瓶におきまして、長年、この5年半余り問題視してまいりました西予市宇和町郷内に南予エコ株式会社が設置されました産業廃棄物焼却施設について、今回は一般質問をさせていただきます。質問のテーマについてはこの1点でございます。よろしくお願いいたします。

平成25年2月15日に愛媛県の設置許可を受けて、宇和町郷内3558番地に南予エコ株式会社が設置された産業廃棄物焼却施設について、その後の経過と現状を市としてどのようにとらえているか質問をさせていただきます。答弁が長くなりそうでございますので、二つに区切って答弁をいただきたいと存じます。

まず、設置許可を得てから平成26年4月設置完了に至るまでの経緯についてお尋ねをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

改めましておはようございます。

本日は、一般質問に当たりまして、早朝よりこのように多くの皆様が傍聴においでいただきまして心から感謝を申し上げます。

きょうとあすの2日間にわたりまして、4名の議員の皆様から一般質問をお受けすることになっております。それぞれの質問に対しましては真摯に回答させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

なお、市政運営の根幹にかかわるご質問は私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問につきましては、各部長を中心とし

て回答させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

おはようございます。

まず、中村議員のお尋ねの平成25年2月15日に愛媛県が産業廃棄物処理施設の設置許可を出された平成25年の経緯について少し説明をさせていただきます。

2月16日に処理施設の設置許可の記事が愛媛新聞に掲載をされ、三瓶地区において大きな話題となったことから4月7日に事業者から、4月9日及び18日には愛媛県から三瓶町津布理地区住民を対象に産業廃棄物焼却施設の事業説明会が開催をされました。しかしながら、住民の理解は得られず、三瓶の水を守る会による明浜・宇和・三瓶地区住民を対象とした産廃施設建設に関する市民アンケートが実施されるとともに、三瓶区長会と4区産廃施設建設反対委員会から、愛媛県、西予市及び事業者に対する建設不同意書と建設反対署名名簿が提出されました。6月9日に三瓶文化会館におきまして、三瓶の水を守る会主催による産廃説明会が開催され、愛媛県、西予市及び事業者から三瓶地区住民700名に対して経緯説明が行われました。6月14日には西予市から愛媛県に対して問題の速やかな解決に努めるよう事業者への指導並びに、三瓶地区住民の不安解消に関する要望書を提出させていただきました。8月12日には県知事、市長名で、三瓶地区住民に施設建設に係る行政上の手続及び今後の対応について文書でお知らせをいたしました。8月14日に三瓶地区住民20名が、愛媛県に対し産業廃棄物処理施設設置許可取り消しを求める行政訴訟を起こされました。

ここで先ほどの行政上の手続について少し説明をさせていただきます。今までも説明をしてまいりましたが、産業廃棄物処理施設の設置許可につきましては、国からの法定受託事務ということで県が行う事務となっております。県が廃棄物処理法で定めた基準だけでなく、さまざまな法律の適用や周辺地域の環境保全等、専門家を含めた審査会を行い、施設の設置に適合していると認めて許可をしています。市の行政的立場は、その設置

許可手続の中で県から2回意見照会がありました。

1回目は県指導要綱に基づき、産業廃棄物処理施設設置等事前協議に係る意見照会でありまして、施設の立地上の支障の有無に関し意見を求めるものでありました。これに対しまして市は、「施設の立地上の支障はないと考えます。なお、関係法令を遵守し周辺地域の環境、特に宇和町郷内地区及び三瓶町津布理地区に十分配慮されるようお願いいたします。」と回答をしております。

2回目は産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る意見照会でありまして、生活環境保全上の見地から意見を求めるものでありました。これに対して市は、「事業者が自主的に関係法令を遵守することはもとより、周辺地域の生活環境、特に宇和町郷内地区及び三瓶町津布理地区の生活環境が適正に保全され良好な状況に保持されることを求めます。」と回答をしております。

ただ、市の回答はあくまでも意見照会であり、これで施設設置の可否が決まるものではございません。今までも県からもそのような説明を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村議員。

○5番中村一雅君

2点、再質問をさせていただきます。

まず1点。県から西予市に対して二度の意見照会があった、事前のことですけれども。それはいつ照会があって、いつ回答されましたでしょうか。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

1回目につきましては、平成24年11月28日に愛媛県から意見書を求める文書が参りまして、平成24年12月12日付けで西予市の回答をいたしております。また、2回目に関しましては、平成24年12月28日付けで愛媛県から参りまして、平成25年1月29日に西予市から回答をしております。

以上です。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

二度の意見照会に対して回答があったと。そのうちの一度目の回答について再質問をさせていただきます。

回答の中のただし書きで、「特に宇和町郷内地区及び三瓶町津布理地区に十分配慮されますようお願いいたします。」と文言が記入されてございますけれども、その配慮という言葉の中には、事業者に対して事前に関係住民に対して説明をするようにと。特に宇和町郷内及び津布理地区の住民に対しては、十分な事前の説明をするようにという意図が込められていたのではないかと推察いたしますがいかがでしょうか。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

お答えをいたします。

議員お見込みのとおり、指導していただくと考えて意見書を提出しておりますのでございます。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

三瓶住民は事前の説明がなかったということに相当な怒りを感じて反対運動を展開いたしました。一体説明責任はどこにあったのだろうかということを今でも時々思うのでございます。それは設置許可をした県にあったのか、あるいは意見照会に対して回答した市にあったのか、そうではなくて行政指導された事業者のみが説明責任を負うものであったのかということでございます。知らされなかったということについて怒りを禁じ得ないと。そういうことが反対運動のエネルギーになったように思いますが、市としての見解はどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

西予市といたしましては、この権限の部分で愛媛県が指導していただくと考えておりましたので、当然ながら事前の説明をしていただいております。と考えて担当者はおったと思います。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

市の見解についてお答えいただきましたので、この件については権限外のこととなりますでしょうからこれ以上の質問は差し控えたいと存じます。

次に、平成26年4月の試験操業開始から休業を経て現在に至るまでの経過について、市としてはどのようにとらえていらっしゃいますか。お尋ねいたします。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

26年から現在までということでございますので少し答弁が長くなるのをご容赦ください。

次に、平成26年の経緯としまして、4月22日事業者が現地説明会を開催され、宇和町郷内地区及び三瓶町津布理地区住民のほか、愛媛県及び西予市立ち会いのもと試験焼却が行われました。5月9日には三瓶の水を守る会より愛媛県に対し、事業者には産業廃棄物処理業の許可を出さないよう申し入れがありました。また、6月4日三瓶町津布理地区区長から西予市に対して住民の不安解消の対応要請がありました。そのような中、6月20日産業廃棄物焼却施設の試験運転において基準値を超えるダイオキシン類が検出されたという新聞報道があったことから、すぐに事業者へ確認したところ、6月6日にその事実が判明し、それ以降の運転は停止しているとのことでしたが、今後、そういった事態が判明した場合にはすぐに市や地域住民に情報を伝えるよう指導をいたしました。6月26日には前三好市長が県庁へ足を運び、産業廃棄物焼却施設が再試験運転を行う際には、事業者から地域周辺住民に対して十分な説明と情報を提供するよう、愛媛県県民環境部長へ事業者への指導を要請しております。7月9日には三瓶の水を守る会等から愛媛県に対し、南予エコ株式会社が試験稼働中に基準を超えるダイオキシンを排出したことに対する申入書が提出され、事業者には基準を超えるダイオキシンを排出したことに対して、操業停止と廃炉を求める決議文が提出されました。その後、事業者が愛媛県に改善計画を提出し試験運転が認められたことから、9月12日から試験運転を再開し、9月17日にダイオキシン類を再度測定した結果、基準値内であったことから、11月4日には愛媛県と西予市が立ち会いのもと習

熟運転が開始され、12月25日に愛媛県が事業者に対して産業廃棄物処理業の許可を出しました。

平成27年の経緯といたしましては、2月12日に三瓶の水と命を守る女性の会から愛媛県に対して行政不服審査請求が提出されました。3月5日には県が1月30日に実施したダイオキシン類の検査の結果、全ての検査項目において基準値を下回ったと報道発表しました。4月7日に事業者から市に代表者が変更になったと報告があり、新しい代表者が挨拶に見えた際、市の管理する野村・城川地区の可燃ごみが欲しいと要望がありましたが、一般廃棄物は広域処理により八幡浜市で焼却することとしているためお断りをいたしました。また、市に対して三瓶の水を守る会からダイオキシン類の検査要望があったことから、3月23日に市が独自でダイオキシン類や臭気調査をし、5月10日に公表をさせていただきましたが全項目が基準値内という結果でございました。7月16日に三瓶の水を守る会から事業者に対し操業差し止めを求めて提訴がありました。8月3日と10月9日に施設に隣接する市道の路面排水設備の不良により雨水が廃棄物処理施設等へ流入していたため、下流域住民から側溝修繕の要望が出たことから、補正予算にて対応し、平成29年度に全区間の市道側溝整備を完成しております。

その後、平成27年11月23日から産業廃棄物焼却施設については稼働をしております。

平成28年6月1日には事業者から係争中を理由に休止届が提出され、愛媛県が6月2日に受理してから処理施設は平成28年、29年と稼働することなく、平成30年3月15日、事業者から住民感情に配慮し操業を再開しないと決めたとの新聞報道がありました。その後、10月23日に事業者から愛媛県に施設使用と処理業の廃止届が提出され同日受理されたことから、現在は施設を稼働させて廃棄物を焼却することができない状態となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

当時のことですが、試験運転において基準値以上のダイオキシンが出たという新聞報道がありまして、私ども三瓶住民はこれを非常に驚き

を持って重く受けとめたのであります。それでもなおかつ再試験運転が認められ基準値内におさまったということで、処理業の許可が出たということは、私どもにとっては非常に残念なことであります。反対運動はまだ続けなければならないのだと、そのような思いであったと記憶してございます。これについての再質問は控えます。

次に、平成27年11月22日を最後に休業しまして、翌年6月に県に対して休業届が提出されました。係争中のためということで理由はそういうことであります。それだけが原因ではなかったように思うのですけれども、市はほかに休業に至った要因は何かあったと判断されていますでしょうか。また、その経緯についてもお尋ねをいたします。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

休業に至った要因とその後の経過についてお答えをさせていただきます。

平成27年11月22日時点では既に南予エコ株式会社の代表取締役が変更されており、新たな経営者は、この焼却炉が営業として採算がとれないことをこの時点で理解されていたと聞いております。裁判も係争中であり、事業者が運転を自主的に休業したものと考えております。

また、先ほども説明させていただきましたとおり、係争中を理由として平成28年6月1日に事業者から愛媛県へ休止届が提出され、6月2日に受理されております。その後、施設の稼働はなく、平成30年10月23日に事業者から廃止届が愛媛県に提出され同日受理をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

先ほどの答弁で、事業者から市へ、市の管理する一般廃棄物を当施設で処理したいと申し出があったという答弁があったかと思えます。これは要するに事業者としては、一般廃棄物が欲しい、仕事が欲しい、だからその処分料を下さいと、そういう意味合いだろうと理解してございます。最初の操業を開始する時点で、産業廃棄物だけでは営業的に足りないもので、一般廃棄物も燃やすという

ことが計画に入っていたのかどうか。ご存じでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

私どもは直接愛媛県、国に対するその申請書類を見たことがございませんのでそういう計画が入っていたかどうかという確認はとっておりませんが、当初から、最初の経営者からはしきりに野村地区・城川地区を、野村クリーンセンターで燃やしているごみを、私どもに回していただけないでしょうかというようなことは言われておったので、これは予想ですけど、当初の経営者は、それを見込んで計画を立てていたのではないかとはいえますが、そういう書類的なものは市として見たことはございません。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

県の設置あるいは操業に関する許認可が必要とはいえ、これは公共事業ではありません。民間の営利企業が運営する事業でございますので、採算がとれなければ、それは成り立たないからやめるということは当然のことであろうと思います。

産業廃棄物焼却施設において、市の許可があれば、一般廃棄物の処理をしていいのだということは、私は初耳でございましたのでちょっと驚いております。これは私の不勉強かもしれませんが、その一般廃棄物を搬入することを前市長がお断りになられたということは、私ども反対住民にとっては、これは大分追い風になったのではないかなというふうに考えておまして、そのことについて前市長にこの場を借りて感謝の意を表したいと思っております。

答弁にもございましたが、本年3月15日に愛媛新聞において、この施設に関する記事が掲載されました。その中に、「住民感情に配慮して操業を再開しないと決めた。」と業者のコメントがございました。このことについて市はどのように判断をされていますでしょうか。

○議長

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長。

○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長

平成30年3月15日に愛媛新聞に掲載された記事

についてお答えをいたします。「住民感情に配慮し操業を再開しないと決めた。」との事業者コメントがございしますが、事業者が地域住民の意思を組まれたことと、事業者から聞いたところによりますと、営業として採算がとれないとの判断もあったのではないかと考えております。以前代表者が変更になったときに、先ほども申し上げましたが西予市が管理する一般廃棄物、野村・城川地区の可燃ごみについて事業者から搬入要望の申し出がありましたが、市はお断りしております。

また、先ほど説明させていただきましたとおり、施設に隣接する市道の側溝整備を実施した結果、施設敷地内へ雨水が流入しなくなったことにより、施設稼働に必要な水源を確保することが難しくなったことも考えられます。そういった点からも経営を継続することが困難であると判断されたのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

市道側溝整備についても、事業者が事業を継続するに当たって困難な状況をつくったということについては、これも率直に市に対して感謝を申し上げたいとそのように思います。

再質問というより感想になってしまいますけれども、平成27年4月に代表者が高田氏から酒井氏に変更となっております。これは何かしら私どもの知らない事情があったのかと思っておりますけれども、酒井氏になられてから会社の運営方針が変わったような感じがしております。係争中のために休業するということから、住民感情に配慮して再稼働しないと決められた。そして、今般廃止届を提出されたということに至る過程を考えますと、後を引き受けられた酒井氏には相当に精神的、金銭的にきつい局面もあったと推察をいたしております。私どもは懸命に反対運動を展開してまいりましたが、直接にとめる強制力はございませんでしたので、事業者の方が、私どもの意図をくみ取って自発的に断念する、廃止をするということに対しては英断であったと感じますので、この場をお借りして酒井氏にも一言お礼を申し添えておきたいとそのように思います。ありがとうございました。

業者が休業届を出して、操業はしないということになった。その後、三瓶の中でもあの施設はもう終わったなど、もう安心やなという声が大勢を占めて反対運動は相当下火になった時期がございます。私どもはそのときに一番懸念しておりましたのは、事業者の転売による再稼働でありまして、これをどなたかが買ってまた燃やすというリスクがまだ残っているのではないかと。なので最終的にはどうしても可動ができない状態に追い込みたいと。水を守る会の会長松木泰氏、ここにきょう傍聴に来ておいでですけれども、最初から一貫して絶対反対。廃業・廃炉を目指すという信念のもとに今まで動いておりましたので、残るリスクについてどうなのかということを見守ってきた経緯がございます。

当方で確認したところでも、業者から県に対して処理業の廃止届が10月23日に提出されて受理をされています。ここに、私の手元にコピーがございますけれども、いろんな業の廃止届が提出されて、5・6ページにまたがるというものでございます。情報公開請求によって手に入れたものでございますが、西予市は、業者から土地及び施設の取得を検討しているという記事もあり、そのように聞いてございますけれども、今後これはどのように展開されるおつもりかお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

今後、西予市としてのこの施設に対する施策についてお答えをさせていただきたいと思えます。

事業者が、先ほども言われましたが、平成30年10月23日に産業廃棄物処理業の廃止届を愛媛県に提出され受理をされており、同日付けで松山地方裁判所宇和島支部に対して、自己破産申立を行ったとのことであります。現在は破産申立が受け付けられ、11月28日から破産手続が開始をされているとお聞きしておりますが、市が施設、土地の取得も検討しているとの記事はとの質問でございますけれども、市が施設及び土地の取得をせず、先ほども言われましたが、第三者が取得した場合、許可の要件さえ満たしていれば、愛媛県も改めてまた許可を出さざるを得ないため、第三者が施設を再稼働させることも可能ですので、市が施設、土地を取得し管理下に置くことが適切ではないか

と考えているところでございます。

また、施設及び土地の譲り受けにつきましては、現在裁判所から選任されております破産管財人から相談を受けているところでございますので、市といたしましても市民に安心をしていただくために施設及び土地の取得については、前向きに検討しているところでございます。

譲り受けた後につきましては焼却炉の解体を行い、住民に安心していただきたいと考えておりますが、中村議員もご承知のとおり、本市は7月豪雨災害による甚大な災害が発生をし、その復旧・復興を行っている現状でございますので解体の時期につきましては、関係者の皆さんと協議しながら今後検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

管家市長の私ども三瓶住民に寄り添う温かい答弁をいただきまして、ここは率直に感謝の意を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

最後、念押しですけれども、市は産業廃棄物の業者になれない。だから産廃施設は持てないということは聞いてございますが、一般廃棄物の処理はできると。そのことについて三瓶の中でも少し懸念がございまして、あの施設を一般廃棄物の処理場として転用する気持ちはあるのかなのかということ念押ししとってくれと言われましたのでここで一言聞いておきたいと思えます。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまのご質問にお答えをいたします。

考えておりません。

以上であります。

○議長

中村一雅議員。

○5番中村一雅君

すいません、最後に小さいことを聞いてしましまして。

結びに、三瓶の水を守る会の会長であり私の後

援会長でもあります松木泰氏よりこの一件に関するメモ書きを預かってございます。そのことばを代読させていただきまして、今回の一般質問を締めさせていただいたと思います。よろしいでしょうか。

産業廃棄物焼却施設について。平成25年度に当該施設を設置することが決定された。この知らせを受けて、私たちは直ちに三瓶の水を守る会を結成して設置反対運動に取り組むことにした。私たちは産廃施設そのものを否定しているのではない。むしろ生活に必要な施設であることは十分認識をしている。ただ設置する場所が悪い。設置する場所が私たちが住んでいる津布理地区の奥の谷道川上流で三瓶上水道の水源池となっており、日ごろ飲んでいる上水道が汚染されるということで反対運動を立ち上げた。また、施設建設に当たって、愛媛県の条例で定められている関係地域の住民に対して事前の説明をして同意を得るといった基本的な行為が行われていなかった。施設が稼働した場合、最も影響を受けるであろう谷道川下流域の住民に対して恣意的に省略したとしか考えられない。結果的には行政のミスマッチでしょうか。その後、約5年間にわたって反対運動を展開してきたが、その間いろいろな問題も発生した。今日に至ってやっと事業者が事業の廃業届を提出したことで収束のめどがたちました。現在に至るまで、いろいろな方にご支援、ご協力をいただいたことについて厚く感謝を申し上げます。なお、私たちがきょうまできれいな水を守るため反対運動が続けてこられたことは、現在、私たちが飲んでいる水は、私たちの祖先が代々守ってきた水で、これを受け継いでおり、このきれいな水を後の世代にも送る義務があるということでもあります。日常生活において何の気なしに飲んでいるが、きれいな水が飲めることの幸せを改めて考えてみる必要があると考えます。2018年12月1日三瓶の水を守る会会長松木泰。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長

松木会長の分につきましては通告外ではございましたけれども、三瓶の水を守る会の努力に対しまして、議長より御礼を申し上げます。ご苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前9時

41分）

○議長

再開いたします。（再開 午前9時55分）

次に、1番宇都宮久見子君。

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

改めましておはようございます。会派こころざし、宇都宮久見子です。

平成30年第4回定例議会におきまして、一般質問の機会を得ましたので質問させていただきます。

平成30年、ことしも残すところ1箇月を切りました。今定例会開会の市長挨拶の中にもございましたが、思い返すとさまざまなことがあった1年でした。2月の記録的な大寒波から7月の西日本豪雨、今までにない異常気象を感じた1年となったように思います。7月豪雨からの復旧・復興には、まださまざまな課題が残されています。西予市民、行政、議会が一丸となり、1日も早く復興に向け、一步一步進んでいくことを切に願い質問に移らせていただきます。

一つ目の質問です。事業用太陽光パネルの設置条例についてです。我が国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石エネルギーは、限りがあるエネルギー資源です。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても、比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーとして導入・普及が推進されています。再生エネルギーの必要性はこれ以上説明するまでもなく、非常に大切なものでありますし、今後、ますます重要になってくることは言うまでもありません。

そこでまず1点。この再生エネルギーの中でも、太陽光発電について、西予市としてどのような考えをお持ちか、現在何か取り組まれていることがあるかお伺いします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

宇都宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先般、閣議決定されました新たなエネルギー計

画では、2030年に向けた政策対応として、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みを推進することが盛り込まれており、重要な低炭素の国産エネルギー源として有望とされています。西予市も基本的には、国の政策に沿って、再生可能エネルギーの導入の推進等を自然環境、社会環境等の地域特性を踏まえて推進を図るという考え方でございます。現在西予市では、市内の公共施設の屋根などに太陽光パネルを設置し、施設消費用の太陽光発電を行っているところが7箇所ございます。また、太陽光発電事業者との連携による市内7箇所の公共施設の屋根貸しなどによる太陽光発電事業も行っております。

民間の売電目的で実施される太陽光発電事業につきましても、環境保全の観点から、住民側にしっかり軸足を置きながら監視する立場であり、事業者に対しては資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインに従って推進していただくようお願いをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

次に、ここ数年、事業者による大規模な太陽光パネルの設置や設置に伴う森林の伐採、売電について、維持管理について、太陽光設置契約期間後の不安などさまざまな問題が浮上しているのも事実です。この西予市内でもさまざまな市民の方の声を耳にしている現状です。

そこで2点目ですが、現在、市内で太陽光パネルの設置に関し、市に対して苦情や問い合わせはないかお伺いいたします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議員ご指摘のとおり、これまでも何件もの問い合わせや苦情が市に届いており、庁内関係課では情報共有をしながら適宜対処をしているところでございます。ただ、太陽光発電設備の法的位置づけを整理いたしますと、規制に係る関係法令は多種あるものの、例えば、都市計画法第29条、いわゆる開発許可では、太陽光発電の附属施設についての許可は不要となっております。また、建築基準法では工作物から除外するもの、建築物には

該当しないものとされております。このように法律の規制対象外に当たるケースが多く、指導する機会もなく設置されるのが実情でございます。先ほど申しました資源エネルギー庁のガイドラインについても、事業者に対して課せられるのは努力義務であって、行政が規制できるものではございませんので、市民の皆様からの不満や苦情に対し積極的に取り組めないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

家庭用や個人売電以外の10キロワット以上の太陽光発電パネル設置箇所は西予市内にどれくらいあるか把握しておられますか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

この件に関しましては行政に届け出する義務がございませんので行政として把握をしております。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

市内で私のような素人目に見ても、なぜこんな場所に設置されるのか、設置して大丈夫なのかと、危険や不安な場所を選定されていることもあるように見受けられますが、市としてどのように思われますか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議員ご指摘のとおり、急傾斜地等、危険と思われるような場所に太陽光発電設備を設置しようとする業者があり非常に心配をしているところでございます。設置工事に関しましては関係法令の違反がないか注視し、不適切な行為があれば、直ちに関係機関と連携し指導を行うなど、適宜対処したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

先ほどのご答弁の中にもあったように、市民か

らの苦情や心配事に対する対応を積極的に行えないのは、市としてきちんとルール化されていないことが大きいのではないかと思います。それを踏まえて次の質問です。

市民や設置場所の近隣住民の安心・安全のためには、市としての方向性やルールを定めることは重要だと考えます。再生エネルギーの一つである太陽光発電を推進する一方で、適正に設置及び維持管理されていない太陽光発電によって災害の発生が助長され、安全で安心な生活環境が脅かされることに対する市民の懸念や不安が高まっている現状です。さらに、自然地の改変を伴う太陽光発電施設の設置が増加することにより、これまで西予市で育まれてきた人と自然の共生が損なわれるおそれも生じています。太陽光発電施設の存在による災害の発生のおそれ並びに自然環境及び生活環境に及ぼす影響を可能な限り回避、または低減することが、今後の太陽光発電施設の適正な利用にとって重要な要素の一つとなります。場所の選定から住民への説明、維持管理の報告や最終処分・撤去をどうするのかなど、きちんと条例で定めるべきと考えますが理事者の考えを伺います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

条例等により規制をかけるということは、一方で財産権の侵害に当たらないかという考え方があります。そのようなことから、現在は環境保全と財産権のバランスを見きわめようとしている段階でございます。

県内の自治体で条例を制定しておりますのが愛南町と上島町の2町でございます。ことし9月には近隣自治体の伊方町が条例ではなく、ガイドラインを制定し、小型風力発電、太陽光発電を対象に適正な設置・管理を求める取り組みがなされております。ガイドラインには罰則はありませんが、このガイドラインを遵守しない事業者については、事業者名、事業概要等を公表することがあるとされております。内容的にはガイドラインにより抑止を狙ったものと思われそうですが、国・県及び市町の情報をとりながら今後判断してまいりたいと考えております。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

先ほど財産権の問題があるとも言われましたが、太陽光のプロを相手に素人である市民や自治体の代表が話をしたり、合意文書を交わしたりすることは、事業者優位になる可能性も懸念されまます。長期間のスパンで事業が行われる、例えば、10年とか20年とか、先の長い話を現在の地元の代表の方々だけで決めることはかなりの負担となります。西予市には何のルールもないため、このような現状ですが、このような状況をどのように思われますか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

自治体の条例等で規制をしなければならなくなってきたという現状を国及び県においても把握していただき、新たなルールづくりをしていただくなど、秩序のある開発が推進されることが望ましいと考えております。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

2017年策定、2018年4月に改定された資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインの中にも、遵守する事項の中で条例を含むとの文言が見られます。

条例とは、地方公共団体が自治立法権に基づいて制定する法の形式です。国で定める法律・政令とは別に、その地域の事務に関し、議会の議決を経て、独自の法規を制定できるというのが条例です。ガイドラインの中に条例を含むという文言があるのであればなおのこと西予市独自の条例制定が、市民の安心・安全につながるのではないかと考えますが理事者の考えを伺います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

西予市における地域特性を考慮しますと、設置につきましては、景観・環境保全地域のほか、防災面からも急傾斜地など好ましくないと考えております。

しかしながら、繰り返しになりますが、現在は環境保全と財産権のバランスを見きわめようとしているため、庁内関係部署の連携や情報共有をさ

らに深めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

西日本豪雨の被害で新幹線の道路わきの斜面が崩れ、設置されていたパネルが線路側に落下しそうになる事故が発生した神戸市では、11月議会において、パネルを地上に設置する際の設置場所の規制や管理状況の報告義務などを盛り込んだ条例を上程しました。

先ほどのご答弁の中にもあったように、県内でも上島町、愛南町、伊方町など、条例やガイドラインを制定されているところがあります。安心が体感できるまちづくりを掲げる西予市だからこそ条例制定が必要と考えますが、しつこいようですが再度理事者の考えを伺います。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまの条例の制定について、再度考えを求められたわけですが、先ほどの答弁の中にありましたように、自然環境や景観等への配慮などを考え、そして、関連法令などを加味しながら、前向きに検討はさせていただきたいと思っておりますが、国・県、そして特に私どもが所属しています市長会という組織がありまして、その中でもこの問題は討議されておりますので、そのような中で、制度化するような条例化に向けての検討も含めて、何かいい案を検討してまいりたいと思っております。その一つが条例であると思っておりますので、庁舎内で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

西予市民のための太陽光パネル設置条例を策定していただくことを強く要望して、次の質問に移ります。

行政における諸手続のキャッシュレス化についての質問です。2018年4月に経済産業省を中心として、キャッシュレス・ビジョンがまとめられ公表されました。2019年10月には消費税率が8%か

ら10%に引き上げられます。その際、クレジットカード利用時ポイント還元を2%、さらには先日11月22日には5%の引き上げ方針を国が示しています。キャッシュレス化を推進するために本腰を入れようとしています。

まず、国が進めるキャッシュレス化について、市としてどのようにお考えかお尋ねします。

○議長

山口会計管理者。

○山口会計管理者

改めましておはようございます。

議員ご質問のように、近年私たちの身近なところで現金を使用しない支払い、いわゆるキャッシュレス決済による支払いが広く普及してきております。クレジットカードや電子マネーなど、サービス事業者が消費者に利用しやすいシステムやツールを提供することで、飛躍的に利用者がふえている状況でございます。

このような状況の中、国におきましては2020年の東京オリンピック開催等を見据えた訪日外国人対策としてのキャッシュレス環境の整備や事業者の生産性向上並びにコスト削減。また、消費者の利便性や安全性向上を目的とし、現在20%である国内のキャッシュレス比率を2025年度までに40%に、また将来的には世界最高水準の80%にまで引き上げることを目標としたキャッシュレス・ビジョンを本年4月に策定するなど、積極的にキャッシュレス化を推し進めようとしております。

キャッシュレスは消費者に取りましたら支払い時の面倒な現金の受け渡しが必要となること、また事業者にとりましても支払い時の待ち時間短縮や現金管理が不要なことなど、さまざまな利点がございます。これを行政におきまして導入した場合でも住民にとりまして税や料金納付時の時間短縮や収納事務の効率化が図られるなど、利便性の高い支払い手段の一つであると考えます。

なお、西予市の現状でございますが、公金納付全般につきまして現金払いが基本となっており、近年では市民の利便性を考慮した口座振替払いを普及させているところでございますが、キャッシュレスでの支払い、納付につきましては行っていないのが現状でございます。

今後の展望といたしましては、さきにご説明をいたしました国のキャッシュレス・ビジョンの中

でも、行政機関のキャッシュレス化の推進が盛り込まれておりますこと、また、地方自治法の改正により、公金のクレジットカードによる納付が可能となっていることもあり、市民サービスの一層の向上を図るための手段として、キャッシュレス化の波は民間に牽引される形で各自治体へも広まっていくものと思われまますので、当市といたしましても、今後メリット・デメリット等や国等の動向を見きわめながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

愛媛県においても平成30年度の提示課税分からクレジットカードで自動車税の納付ができるようになりました。私もそれを利用して納付いたしました。

さて、西予市では市税の納付や各種手数料、上下水道料金の支払い、市立病院の診察代金や検査・入院費用など、クレジットカードでの支払い導入は現在されていないということでございますが、このことについてどのようにお考えか再度伺います。

○議長

山口会計管理者。

○山口会計管理者

議員ご指摘のとおり、愛媛県では本年度から自動車税についてはクレジットカードでの納付が可能となっております。これはウェブサイトを利用してパソコンやスマートフォンからの手続で、カード決済により納付できるもので、インターネット通販で買い物をした際のカード払い感覚で納税ができる仕組みとなっております。

クレジットカード決済につきましては、現金なしで手軽に支払いができたり、使用するカードにポイントがついたりと利用者にはメリットがある一方で、自治体においては納入に係る経費やクレジットカード会社への手数料負担などの問題などもございまして、現状において導入実績はわずかしかいない状況となっております。

そこで当市においても市税等の納付にクレジットカード等の決済を導入したらどうかのご質問でございますが、当市の現状といたしまして、ご

指摘されました市税等各種公金につきましては、口座払いが広く普及しておりまして、また、窓口の支払い等に関しましてカード等の問い合わせも非常に少ないという状況となっております。

しかしながら、今後国がクレジットカード等の普及を積極的に推進しようとしていることもございますので、当市といたしましては、住民サービスの一層の向上を図る手段の一つとして、導入につきまして、国等の動向や各自治体の状況、また、市民ニーズや費用対効果等を見きわめながら、全庁体制で前向きに研究・検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

クレジットカードでの支払いはご答弁いただきましたとおり、手元に現金がなくても簡単に支払いができ、支払い方法も一括や分割、リボ払いなど選べ、カード会社のポイントやマイルがたまるなどの特典もあります。市民サービスの一環として導入することは大変重要かと思えます。手数料負担の件があり、わずかな導入しかないということでありましたが、全国では市税の中で、個人住民税、固定資産税、軽自動車税を、それぞれ130を超える自治体がクレジットカード納付を取り入れています。全国各地で取り組まれていることを踏まえても、西予市でも早急な導入が必要なのではないかと考えます。

次に、市税の口座振替不納率はどれくらいあるか把握しておられますか。

○議長

山口会計管理者。

○山口会計管理者

市税の口座振替の不納率でございますが、この今年度4月から11月、通算の数字になってございますが、通算しますと3.7%という数字でございます。直近の11月では4.4%、これは毎月変動がございますので、3.7%の数字が現在のところの数字かと思っております。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

口座振替の不納が起こると、未納者の管理、電

話催促、督促状や滞納のお知らせの発送など事務経費も発生します。

これに対しクレジットカード収納は立替払いであり確実な入金が可能です。事務経費も削減でき、少しでも確実な収納が期待できるのはかなりのメリットと考えます。

口座からの引き落としの一本化など、家計管理もしやすくなり、市民サービスの一環としてはもちろんのこと、事務経費削減は、行政改革の一つとしても非常に効果的ではないかと考えますが理事者の考えを伺います。

○議長

山口会計管理者。

○山口会計管理者

議員ご指摘のとおり、口座振替にした場合でも指定口座に振替金額以上の残額がありませんと振替不能となり、再度督促等を行う必要が生じ、その分手間や費用が発生することは間違いございません。

その点、カード引き落としの場合は口座に指定金額以上の残額がありませんでも、クレジット会社の処理によりまして市へは間違いなく指定金額が入るということになります。

議員言われるように、行革につながられるような経費削減につながられますように、ご指摘の点も含めまして、今後全庁的な体制で前向きな検討を進めてまいりたいというところでございます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

3点目に、観光面でのキャッシュレス化についてお尋ねいたします。

当市でも卯之町のまち並みを歩かれている観光客の方、地元特産品を買いに来られた方、お遍路さんやツーリングで来られた方、近年では外国の方もよくお見かけします。このような市外から来られる観光客の方々の利便性や安全性のためにも、市が関係している施設の利用料や入館料など、観光施設に関してもキャッシュレス化を進めるべきではないかと考えますが理事者の考えを伺います。

○議長

山口会計管理者。

○山口会計管理者

市関係の観光施設等での支払いにつきましてキャッシュレス化してはどうかというお尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり、近年ではジオパーク関連事業の推進や海外での日本人気の影響によりまして、多くの市外や外国からの観光客が西予市を訪れておりまして、観光や物産等の施設を利用いただく方も多くおられる状況でございます。特に外国人来訪客はことし6月に実施いたしました市内宿泊施設へのアンケート結果からも年々増加傾向にございまして、キャッシュレス化は多言語化対応とあわせまして有効な手段の一つと思われまます。また、外国人来訪客はカード決済が当たり前となっておりますので、この点でも利便性がよく安全な手段であると思われまます。

しかしながら、現在市内におきましては現金払いにはない手間やコストがかかりますこともあり、カード決済を導入する店舗がまだまだ少ない状況にございます。

西予市といたしましては、今後、東京オリンピック開催やお遍路人気により外国人等の市外からの観光客等の増加が見込まれますこと。また、来訪客の利便性、安全性を考えますと、導入の意義は高いと感じているところでございますので、市が所管する観光や文化施設等のキャッシュレス化について、先ほどご答弁申し上げました公金全般への導入に係る考えと同様、国の動向や他自治体の状況、また、費用対効果等を見きわめながら前向きに研究・検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

時代の流れとともに、便利で快適に過ごせるよう、少しでも行政における諸手続に関してキャッシュレス化が進むことを期待しています。

最後の質問になりますが、ドローンの活用についてお尋ねします。

平成28年第4回定例議会におきまして、防災面や産業面からドローン活用を推進してはとの一般質問をさせていただきました。

その際、「林業部において、主に林道災害時の被災状況確認や写真撮影を目的に平成27年に導入

しております。安全性や有効性及び法制度の動向などを踏まえながら、さまざまな視点から検討をしていくこととしております。」との答弁をいただいております。そこで、現在西予市が所有するドローンは幾つあるのかお尋ねします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めましておはようございます。

今ほど市が所有するドローンの数というご質問を受けましたが、今ほど議員からありましたように、平成27年度に林業分野におきまして、主に林道災害時の災害状況の確認であるとか写真撮影を目的に1台導入をいたしております。

また今回、この7月の豪雨災害を受けまして、新たに建設課及び農業水産課におきまして1台を購入したところでありまして、現在、3台所有をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

そのドローンたちが、今回の7月豪雨でそれぞれのような活躍をしたのかお伺いします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

新規に購入しましたドローンも含めまして、安全性の確保が難しい危険な場所、道路などが寸断されて孤立してしまった場所などの被災状況の把握のための動画、写真撮影に活用したところでございます。特に山地での災害箇所への測量に当たって、災害の起因となった状況から被災範囲まで、全体像の確認ができることによりまして、設計工法の決定に係る被災原因の解析を短時間で行うことができました。また、ダムから下流の鎌田までの肱川の被災状況撮影にも活用したところでございます。

また、今回この発災直後は混乱の中でもありましたので、十分な対応ができませんでしたけれども、信宮議員から私物のドローンで撮影をされた動画、写真をご提供いただいたところでございます。関係部署、関係機関で共有をさせていただきスムーズな復旧の一助となりました。この場

をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

まずそのドローンは誰が操作できるのかお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ドローンの操作体制のご質問でございますけれども、現在操作できる職員は、林業課で3名、建設課で3名、農業水産課で6名、あわせて12名が対応できることとなっております。それぞれ交代で災害現場での撮影に当たったところでございます。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

合計12名の職員と言われましたが、ドローン操作は日ごろから練習や訓練は行われているのかお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ドローンの訓練についてのお尋ねでございますけれども、この操作につきましては導入時に購入した会社から2時間程度の講習を受けまして、操作に当たっておりますけれども、その後の訓練につきましては、林業課におきましては森林土木協会主催の講習会に参加、また、それぞれの現場で、実践の中で、お互いで教えながら訓練を行っているのが現状でございます。

今年度導入をいたしました建設課、それから農業水産課につきましては、先ほど言いました導入時における講習会、その後はそれぞれ現地での実践の中での各自の訓練ということとなっております。

以上でございます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

10月5日の愛媛新聞において、宇和島市で災害時、被害把握や捜索活動のため、県内初となるドローン部隊を導入すると発表されていました。部隊は市職員兼消防団員の11人で構成され、本庁と各支所にドローンを計6基配備し、危険箇所の状況把握や赤外線カメラで行方不明者の捜索に役立てるそうです。日ごろから部隊でのドローン操作の練習など行われるようですが、西予市としても、支所への配備や日ごろからドローン操作の練習・訓練などが必要ではないかと考えますが、現状と今後の展望を伺います。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ドローン部隊の導入についてのご質問にお答えをいたします。議員言われたとおり、現在宇和島市ではドローン部隊を導入いたしまして活動をされておりますけれども、当市におきましても、この7月の豪雨を受けまして、特に道路が寸断された場所であるとか山間部、海岸部等、人が立ち入れない場所等の被害状況の迅速な情報収集のためにドローンの活用が有効であるということを確認した次第でございます。

今後におきましては、既存のドローンを活用いたしまして、講習会の参加等、より多くの職員が操作できるような取り組みを行ってまいりたいとこのように考えております。

ご指摘のありましたドローン部隊の編成につきましては、被災後の混乱の中、誰に操作をさせ情報収集させるのかが大きな課題になってくるものと考えております。災害対策本部及び現地対策本部を運用する上で、どのような仕組みがより有効であるのか、何台必要であるのか、また、ドローンを所有している関係機関も多くございます。その辺との協定によります活用など、より効率的な運用に向け、関係部署において今後協議を進めてまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

再度確認させていただきますが、各支所にドローンは配備されていますか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

先ほど冒頭に説明したとおり、現在のところ支所には配備をいたしておりません。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

7月豪雨の際、宇和野村線が通行止めになりました。そのような災害時を考えても、各支所へのドローン配備を考えるとともに、ドローンの活用に関しても、災害や有事の際には、消防署との連携が必要になってくると思いますがどのようにお考えですか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

支所への必要性、また、消防署との連携についてのお尋ねでございました。今後、大規模災害に向けたドローン部隊の編成について議論をしていく中で、孤立することを想定した支所への配備であるとか、救助、捜索での活用から消防署、消防団への配備・連携も考えなければならないと考えております。そのような意味からも、より効率的な運用に向けてどのような仕組みがよいのか、導入に向け議論してまいりたいと思います。貴重なご提言ありがとうございました。

○議長

宇都宮久見子議員。

○1番宇都宮久見子君

さまざまな面で災害に強い西予市づくりが必要だと思えます。そのためにも宇和島市のドローン部隊のような新しい体制づくりも非常に重要になってくると思えます。

まだ復興途中ではありますが、7月豪雨を教訓とし、今後起こりうる災害時、混乱やパニック、イレギュラーな状態でも素早く対応ができるよう、日ごろからの備えを強化していただきたいと思います。

最後になりますが、住みたいまち、住みやすいまちナンバーワンを目指し、今回の質問3点に対しても早急に取り組んでいただけることを期待して質問を終わります。

○議長

暫時休憩といたします。（休憩 午前10時

39分)

○議長

再開いたします。(再開 午前10時55分)

次に、7番佐藤恒夫君。

7番佐藤恒夫君。

○7番佐藤恒夫君

議員番号7番佐藤恒夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問通告書、議会規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。今回は、消防について質問をいたします。

私たちが生活をしていく中で、いざというときに頼りにするのが消防であります。ふだんはできるだけお世話にならないほうがよいかと思えます。職務については、「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする」と消防法で定められています。消防の皆様が職務を忠実に遂行しているからこそ市民が安心して生活ができております。消防の皆様には感謝を申し上げるところであります。これからも安心して暮らせるように消防体制の充実を願うところでもあります。

私たち市民は、突然の事故とか火災時には119番で通報して消防に依頼するわけです。それを受付対応するのが通信指令業務であります。ここで各隊に出動命令を、出動じゃないんですね、消防の場合は出場命令っていうふうになっておりますが、出場命令を出して活動をいたします。消防の中で、最初に情報の聞き取りをして指示を出す通信指令業務について質問をいたします。

現在の通信指令システムについて伺います。今、使用しているシステムはいつ導入されていたのか。また、このシステムの対応年数、更新時期はいつなのかを伺います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、119番を受信するシステムがどういったようなものなのかというところを説明させていただきます。まず119番がかかってくるのと同時に、その電話の発信場所を自動で地図上に表示してくれます。そしてその災害の場所と種別を確定させますと、その担当の管轄の署所に出動車両と地図をあらわした指令書を発送してくれる。同時に合成音声での指令音を発してくれます。その後、無線の交信や複数の関係機関への連絡も一斉に発信する機能もありまして、少ない人員で迅速、的確な事案管理を進めることができるというものでございまして、全国のほとんどの消防がこのシステムを導入しております。

さて、当消防本部では、このシステムを平成19年度に導入をいたしまして約11年が経過し現在に至っております。システムの対応年数は、納入業者によりまして10年とされておりますが、当本部では、平成25年度にシステム内のパソコンなど、主要なものを交換いたしまして、保守点検結果に基づいて、パーツごとの更新をして寿命の延長に努めているところでございます。

しかしながら既に本体は対応年数を超えていることから新庁舎建設に合わせた更新を計画しているところであります。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

今システムについて伺いましたが、対応年数っていうのが10年となっていて、西予市消防では、現在11年使用しているということでもあります。平成25年に保守点検をされて寿命延長をしているとの答弁でありました。

これ突然故障したりすると、市民は非常に不安になりますが、それともう一つ、新庁舎建設に合わせた更新を計画していると答弁されました。この新庁舎建設は今回の災害で2年間の延長となっておりますが、その間は問題なく運用できるのでしょうか。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

説明が不足しておりました。保守点検は毎年2回実施をしております、その都度、専門業者の

意見も聞きましてパーツの更新をしております。

先ほどもございましたように11年が経過しております。対応年数を超えているわけではございませんが、毎年2回の保守点検によりまして、専門業者の意見を聞いて、万が一これ以上の寿命延長は難しいということになれば、庁舎建設とは切り離して前倒しの更新を図らなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

保守点検をされているということで安心をいたしました。

もう一つ、指令台のほうで、余り費用のことを言ったらいかんのかもわかりませんが、整備費用についても伺います。指令台は非常に高額だということは十分理解はしておりますが、ちなみに人口10万人未満の対象とするシステムは大体幾らぐらいなのかをお聞きいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

整備費用はさまざまな条件によって変わってきますので一概には申し上げることはできませんけれども、当消防本部が設置している指令台、平成19年に設置した費用が6594万円でございます。また、国が補助金を支出する基準というのがあります。

一つは人口10万人未満を対象とする離島型といいます、これの基準額が2億8800万円。10万人から40万人までを対象とするⅡ型というのがあります、これは3億8800万。人口40万人以上を対象とするⅢ型というのは7億3300万円でございます。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

システムは非常に高額ということは理解をできました。

続いて、119番通報の受付体制について伺いをいたします。指令業務を担当する職員は何名で対応されているのか。受付で聞き取りというのは大

変重要な任務だと思います。通報者とのやりとりの中で、正確な情報を聞き出し、出場部隊へ伝える。現場への誘導や統制も行わなくてはならないと思います。高度な技術、スキルを身につけていなければいけないと思いますが、西予市消防においては専属の職員で対応されているのか、また、現在の通信指令システムで119の受信は何回線を処理できるのかを伺います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

議員ご指摘のとおり、通信指令の業務は非常にミス許されない重要な業務でありますので、受付の体制については常時2人を配置しております。また、24時間体制で業務を実施しております。また、災害発生状況によっては、人数を随時ふやして対応しているというところでございます。

受付に当たる職員は、当本部の場合には専属の職員ではございません。署員が輪番制で対応しているというところでございまして、日々、地理の把握であるとか、機器の取り扱い訓練などに取り組んでいる状況でございます。

また、119番回線の数でございますが全4回線でございます。そのうちの2回線は、指令台に入ってくる回線でございますけれども、この2回線が塞がってしまった場合には予備の回線へつながるというところで指令台を通さない受信ということになります。指令台を通さない場合は、場所を確定するのに地図帳による手作業での場所の確定・確認であるとか、電話連絡による出勤指令をかけなければならなかったり、関係機関への連絡等も全て手作業で実施することになりますので、人手と時間がかかってしまうということがございます。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

2名での対応で輪番制をとっているということでもございました。私が思うのはできるだけ専属の職員対応でできれば、市民も安心をするのではないかと思います。ただ聞いておりますと、職員不足の問題等ありますので無理は言えません。

次に、7月豪雨について伺います。新聞等の報

道によれば、7月7日の豪雨災害のとき、119番の通報は95件あり、8件が管轄外からの通報だったとなっております。これは携帯電話から119番する際は、電話基地局の位置でつながる消防本部が決まる仕組みとなっているのが原因で、西予市に隣接をし、土砂災害等が発生した宇和島市吉田町の地域からの通報があったと言われております。中で、6件は回線混雑により宇和島地区事務組合消防本部にすぐには転送できなかったと伺っております。このことについての今後の対応策を伺います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

議員ご指摘のとおり、平成30年7月豪雨における119番の入電状況は新聞報道のとおりで、7月7日の午前3時から午後3時までの間に95件と、これまで経験したことのない通報量となっております。特に、午前6時から9時までの3時間では62件の通報が集中しまして、人員体制を6人にして対応に当たりましたが、事案が重なり対応に苦慮したという部分もございます。

そのような中で携帯電話による市外からの通報が8件ありまして、管轄する消防本部への転送を行いました。通常でございましたら指令台を通してワンタッチで転送ができるところが、事案が重なったことにより、指令台の機能を使用することができずに転送に時間を要した事案もございました。

これらのことを受けて当消防本部内でできることとして、事案管理を実施する体制を整備しなければならないと思ひまして、指揮本部スペースによる作戦室の設置を検討しております。事案が多数発生した場合であっても、災害対策本部や関係機関との情報共有が迅速・確実に図られるように今後取り運んでまいります。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

今消防長が答弁の中で、体制を整備する作戦室の設置等を検討していると答弁をされておりましたが、私が思うには、この問題を解消するには消防指令センターの共同運用が一番いいのではないかと思います。

その共同運用の推進について質問をさせていただきましたが、防災体制特別委員会でも、消防指令センターを運用している消防署へ視察に行きました。モニター画面を見ながら的確な指示をされているのを見て情報通信技術の進歩に本当に驚いたところでもあります。

これを西予市消防本部にも導入できればよいなと感じた次第であります。システム導入には先ほど言いましたように多額な費用がかかりますが、システムの構築を一本化することで、施設整備費や維持管理費などの経費の削減にもなります。また、現在の本部単位の運用からより広域的な運用になるので救急や災害時などへの柔軟な対応ができます。効率的な運用が可能になるわけです。南予ブロックでの担当者会議があったように聞いておりますが、消防長として、消防指令センターの共同運用をどのように考えられているかを伺います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

共同運用の前に広域化について一つお答えをしておきますが、当市の当初からのスタンスというのは、第一に全県を一つにした消防の広域化を目指すというところにぶれはございません。

しかし、現実的には、各市町の動向を考慮すると、今すぐ実現できるということは考えられません。そこに向かう上で、第一歩目を踏み出すには複数の消防本部が、共同で指令センターを整備するという事は、広域化に向けて大きな役割を果たすのではないかと考えています。

共同運用のメリットとしては、先ほど議員がご指摘あったように、設備の整備費や維持管理費といった経費の節減ができること、そして何よりも、災害発生情報が共有されて、要請を待つまでもなく、素早い応援態勢、受援体制が整うことができるということは非常に大きなメリットであると考えております。

しかし、一方では、指令員が広範囲にわたる地理の把握をしなくてはなりません。また、命令系統のあり方、そして責任の所在が不明確になるといったような不安材料もございます。また、現在使用している通信機器、通信指令台の更新時期がそれぞれの消防本部で違うということもありまし

て、一斉にスタートラインに着くことが難しいという問題もございます。

そういった問題を解決させて共同運用を実現させるためには、愛媛県のご協力によりまして、多くの消防が協議の場につくということが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

先ほど愛媛県の協力により、多くの消防が協議の場につくことを考えていかなければならないと答弁をされました。

愛媛県内の消防はどういう状況なのか、共同運用について必要と思われていないのか。消防長のわかる範囲で県内の状況的なものをお聞かせ願えたらと思います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

これはあくまでも一般論といたしましては、消防庁舎の建てかえが終了して、あわせて指令台の更新も実施したばかりであるという消防本部にとっては、こういった話は焦る必要のない話ではないかなと思っています。

しかし、南予地区の消防は、複数の消防本部が消防庁舎の建てかえ時期を迎えているという状況でございまして、新消防庁舎建設に伴う通信指令のシステム及び、消防救急デジタル無線の更新などもあわせて、共同運用の実現性は高いんじゃないかと個人的に考えております。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

情報お聞かせ願ってありがとうございます。なんか、南予地区では可能性が高いのではないかと、いうふうなことをお聞きいたしました。

続いて、広域化についてお伺いをいたします。消防の連携・協力について、西予市においては、少子高齢化により人口減少が非常に進んでおり、財政的な面、資源も限られております。その中で、消防は昨年の予子林地区のような大規模火災、また、7月の豪雨被害のような大規模災害、今後30年以内に発生すると言われております南海

トラフ大地震、複雑で多様化する災害に適切に対応していかななくてはなりません。消防力を確保するためには、他市との消防の連携・協力体制は必要ではないかと思いますが、現在、他市との連携・協力体制について伺います。これ災害時の応援協定のことについてお聞かせ願えたらと思います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

大規模災害に対する現在の連携・協力体制でございまして、関係機関と各種応援協定を締結しているところではございまして、相互に応援要請をすることが可能になっております。

平成29年の野村町予子林火災や平成30年7月豪雨時には、その協定をもとに近隣市町の消防署や消防団に応援をいただき大変ありがたく感謝をいたしております。

しかし、災害情報が相手方に伝わって、それから出動をしていただくというところまでには長時間を要することが多いです。活動内容が限定されてしまうということもございまして。多数の災害が発生した場合や大規模な災害が発生した場合は、ほとんどの職員が現場活動に従事します。応援要請の手続をすることや受援の体制づくりをすることも間に合わない状況も考えられますので、災害情報を共有して自動的に出動できる体制ということが非常に望まれるところでございまして。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

応援協定を締結しているということでした。要請というのはどのような方法で要請をするのか。また、今までに応援要請をしたことがあるのか。それと災害時以外での連携協定というのはできているのか。このことについてお伺いをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

まず応援要請の方法でございまして、大きくは二つございまして、被災地の市町等の長が応援側

の市町等の長に対して要請をする方法。それから応援要請がなくても、自主的に災害の情報を知りえた場合に、自主的に出動する応援協定中中にはございますが、数が少ないことになっております。しかしこの場合であっても、詳細な情報を得ることは非常に難しいということで、どのような応援部隊を派遣するのか判断に苦慮するという場合も考えられますので、先ほど申し上げたように災害情報を共有して、自動的に出動できる体制ということを構築することが望まれるということでございます。

また、要請をしたことがあるのかという質問でございますが、先ほどの野村町予子林火災、それから7月豪雨におきまして、これは応援を要請して来ていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

災害時以外での連携協力はできているのかというのをもう一度お聞かせ願えたらと思います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

災害時以外の連携協力というのは、例えば火災の原因調査をする体制で各消防本部が合同で調査をすることであるとか、同じ車両、1台のはしご車を共同で使うとか、先ほど出たような通信指令台の共同運用であるとか、そういったところが考えられますが、現在のところ、国が定める広域化につながるような連携協力というのはございません。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

続いて、広域化に関する基本指針のことについて伺います。消防は将来にわたり、持続可能な消防体制というのを整備確立していかなくてはなりません。そのためには、消防の広域化というのが必要であると考えます。本年4月1日に総務省消防庁より市町村の消防広域化に関する基本指針が出されておりました。その内容も伺いたいと思います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

この基本指針は、平成18年の消防組織法改正に伴って、消防本部の広域化によって規模拡大を推進するというために発出されたものでございます。

しかし、その後、広域化は思うようには進んでおりませんので推進期限を何度も延長して今に至っているというような状況でございます。

今回、平成30年4月1日に改正された基本指針の主な内容でございますが、第一に、都道府県が今年度中を目途に広域化対象市町村を指定して新たな推進計画を策定すること。2番目に、直ちに広域化することが困難な場合であっても、まずは消防指令センターのような共同化を目指すこと。3番目に、これらに対する財源措置にかかること。4番目に、推進期限を6年間延長することなどが示されております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

基本指針の中では、人口10万人未満の小規模な消防本部、消防吏員が100人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定することとあります。

現状は、西予市消防はどういう中に入っているのかを伺います。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

広域化の推進の指針によりますと、広域化対象市町村の指定の基準は管轄人口が10万人未満で消防吏員が100人以下の消防本部が可能な限り対象市町村に指定するということになっておりまして、さらに消防吏員が50人未満の消防本部においては、特定小規模消防本部として、原則、対象市町村に指定することになってございます。また、この指定を受けていなければ、財政の優遇措置の対象にもなりません。

西予市消防本部は管轄人口が10万人未満で消防吏員数が69人でございますので、可能な限り広域化対象市町村に指定する類型に合致します。現時点では愛媛県では新たな広域化推進計画を策定し

ておりませんので、これらの指定についても未指定の状態でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

西予市消防は可能な限り広域化対象市町村ということですね。でも現時点では、愛媛県で広域化推進計画が策定されていないために広域化対象指定も受けてないと今答弁を聞きました。この指定を受けていないということは、財政優遇措置の対象にもならないと今答弁をさせていただきましたが、これは非常に問題なことだと思います。議会としても、それと特別委員会としても、愛媛県に対しては、広域化推進計画の推進を進めていただくよう働きかけをしていくことが大変重要ではないかと認識をいたしました。

将来の見通しについて伺いをします。基本指針の中に、消防力カードを作成し、県を通して消防庁に提出することになっております。カードには、消防本部を取り巻く状況とみずからの消防力を分析してあるべき姿を考えることになっております。

10年後の西予市消防はどのような状態にあるのか、地域に応じた消防活動ができるのか。カードを作成してどのように感じたか。将来の消防力の維持を考えると広域化も考えないかと思うのですが、そのあたりのことについてお伺いをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

消防カードを作成してみてどういう感想を持ったかという質問でございますけれども、西予市の人口ビジョンによりますと、2030年には現在から7,000人減少して3万1000人になるという見込みが示されています。人口減少によって、地方への予算が削減されるとともに消防関連予算も削減されるということになれば、現在の消防職員数の現状維持も難しくなってくるということも考えられます。しかし、消防のサービスを低下するわけにはまいりませんので、消防の効率化は必要不可欠であろうと考えております。当消防本部としまして、そこに向けて、准救急隊員制度の導入を初め、さまざまな効率化を検討しているところでは

ございますが、近い将来には国が推進する広域化を実現させなければ、消防力の維持は困難になってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

消防力の維持を考えると広域化を考えないといかないということでありましたが、広域化のアンケートもあったかと思えます。平成30年6月ぐらいだったと思えますが、愛媛県より広域化についての説明会が開催をされたと思えます。広域化についてのアンケートがありました、そのアンケートの回答はどう答えられたかもお聞きをいたします。

○議長

佐藤消防長。

○佐藤消防長

当市といたしましてはこれまでどおり消防の広域化に賛成の立場に変わりはありません。

第一には県内1ブロック、そこに至る過程として南予ブロック、または、南予北部ブロックを推進する立場でございます。また、広域化がすぐに進まないといった場合には指令センターの共同運用などの連携協力が必要であると回答をいたしました。

以上です。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

西予市にしたら、これまでどおりの消防広域化に賛成との回答ということでありました。西予市として、広域化の考え方を管家市長にお尋ねをいたします。

6月の一般質問の中で、西予市においては、前三好市長が積極的に広域化に取り組むことを要望されておりましたが、愛媛県では広域化の推進が進みませんでした。消防広域化の問題、三瓶町の消防体制の見直し問題について、6月に質問をいたしました。

そのときの答弁で、「三瓶町の常備消防体制、そして広域化は検討を重ねてきております。将来の展望を見据えながら進めるべきであるとの判断

から慎重に計画を進めている状況にある。」と答弁をされました。また、広域化が進まないのは、物事にはメリット、デメリットがあり、デメリットの不安が多いのではないとも言われました。

「メリットのある業務のみの広域化も考えることができる。その一つとして、119番の受付業務を1箇所に集めて共同で実施する方法など、一つの例として、システムの整備には巨額な費用がかかる。ある程度の期間になると更新も必要になる。農業で例えれば、大型農機を複数の農家で共同で購入して効率化を図る、そのようなものであると思っている。」と答弁をされました。

これは、まさに消防事務の一部を共同運用する指令センターのことだと思います。広域化を視野に入れた取り組みとして、指令センターの共同運用を実現すべきではないでしょうか。先ほども申しましたように、より広域的な運用になるので、救急や災害時などへの柔軟な対応ができ、効率的な運用が可能になります。南予地域での広域化の第一歩として取り組む問題ではないかと思いません。

指令システムについても、10万人規模の指令システムを各市が導入をしているわけです。先ほどありましたように、指令システムの金額は2億8000万くらいかかります。このシステムは一つで30万人の人口をカバーできます。南予地域では、10万人から40万人を対象とするシステムⅡ型で大丈夫なわけです。この金額が消防長言われましたように3億8000万くらいで大丈夫です。一つあればよいわけです。市にとっても経費の削減につながります。

今回、宇和島市の岡原市長、八幡浜市大城市長にも消防広域化をどのように考えておられるかというのを宇和島、八幡浜市、各市議に質問をしていただくように依頼をしております。本日も傍聴に宇和島市議会より佐々木議員、川口議員、山本議員も来ていただいております。12月の定例会の開催が、西予市が1番早く、管家市長がトップバッターで答弁をしていただくこととなりますが、西予市として消防体制の整備、広域化について、管家市長はどのように考えられているのかをお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま佐藤議員から広域化に対する考え方をということでございますので、私の考え方を述べさせていただきますと思います。

まず西予市の消防の前身である東宇和消防が発足をいたしまして40年という月日が流れました。当時と比べましたら、人口の状態も変わりましたし、人の流れ、そして、道路や建物など社会的状況というものは随分変わってきております。先般の7月豪雨であるとか、今後、南海トラフ大地震がくるのではなかろうかという予測の中で、今までに考えられないような災害が発生をしてきて、その対応をしなければなりません。

今後、西予市のこのまちというのは50年、100年維持をしていき市民の皆様の安心・安全を未来にわたりまして守り続けるために、何が必要かという観点で考えたときに、一応今は管轄でいろいろ消防等も行われておるわけですが、それより大きな枠の中で柔軟に消防力を配備できる体制が必要であるという考えを基本的に持っております。

先ほど消防長がアンケート等に答えたことや西予市の基本的な方針の中で、愛媛県を1ブロックとした消防の広域化を目指す姿勢に変わりはありませんという答弁をいたしました。私もその考えには同じでございます。ただ、現実的に今の情勢の中でそれがすぐできるかというところではないという認識も持っております。相手方の合意が得られない、先ほども言われましたがデメリットがあるなどということで、できない理由を考えるだけではなくて、今私たちにできることは何かと考えると、県とかいろんな皆さんの協力を得ながら協議の場をつくって一歩踏み出すことが重要であると思っております。一気に広域化を進めるのか、それとも指令センターの共同運用を進めるのか、互いによい方向になるよう議論を進めたいと思っておりますけれども、指令センターというのは、今、南予の地域で消防本部等の建てかえを検討されておられる本部が多いのも現実でございますので、今の時期というのはいいい時期ではなかろうかなと思っております。なるべく多くの消防がそういうことに参加をしていただけるよう私は努力いたします。そして、そういう場を設ける覚悟でございます。

ぜひ、議員の皆様にもいろんな面で、委員会等での、特別委員会等での活動やそれ以外にもご指導をいただき、ご協力をお願いして、ぜひそういう広域化の一步としての協議の場が持てるという条件を整えていく覚悟でございますので、ご協力を重ねてお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長

佐藤恒夫議員。

○7番佐藤恒夫君

近年大規模災害や激甚災害が起こる頻度が非常に高くなっております。消防の果たす役割は大変重要となります。

南予地区で消防広域化を進めるに当たり、南予の各市長がテーブルにつき、話し合いをしていたくことを切に要望いたします。南予地区の消防が5年後、10年後にも地域に応じた消防力を持って、効果的かつ効率的な活動ができることを願い質問を終わります。

○議長

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。あす12月7日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時44分

第 3 日

12 月 7 日 (金曜日)

平成30年第4回西予市議会定例会会議録(第3号)

- | | | | |
|--------------|-------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年12月7日 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 開 議 | 平成30年12月7日 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | 午前 9時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 散 会 | 平成30年12月7日 | 消 防 本 部 消 防 長 | 佐 藤 克 也 |
| | 午前10時28分 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 8 番 | 山 本 英 明 | | |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り

説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	保 木 俊 司
総 務 企 画 部 長	三 好 敏 也
会 計 管 理 者	山 口 正 人
医 療 介 護 部 長	山 岡 薫 彦
産 業 部 長	酒 井 信 也
建 設 部 長	岩 瀬 布 二 夫
生 活 福 祉 部 長 兼	
福 祉 事 務 所 長	藤 井 兼 人
教 育 部 長	高 橋 司

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 議案第126号 西予市保育所条例の一部を
改正する条例制定について
- 3 議案第127号 西予市木質ペレット製造施
設の指定管理者の指定につ
いて
議案第128号 西予市二及漁港利用調整施
設の指定管理者の指定につ
いて
- 4 議案第129号 市道路線の認定について
- 5 議案第130号 平成30年度西予市一般会
計補正予算(第8号)
- 6 議案第131号 平成30年度西予市後期高
齢者医療特別会計補正予算
(第3号)
議案第132号 平成30年度西予市農業集
落排水事業特別会計補正予
算(第5号)
議案第133号 平成30年度西予市公共下
水道事業特別会計補正予算
(第4号)
議案第134号 平成30年度西予市簡易水
道事業特別会計補正予算
(第4号)

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第126号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第127号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について
議案第128号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について
- 4 議案第129号 市道路線の認定について
- 5 議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)
- 6 議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
議案第132号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
議案第133号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第134号 平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

開会 午前9時00分

○議長

おはようございます。本日も定例通り一般質問を行います。

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。質問者は通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

15番二宮一朗君。

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

改めましておはようございます。会派こころざし、公明党の二宮一朗でございます。

平成30年の最終質問者として一般質問をさせていただきます。きのうの一般質問でも言われておりましたけれども、ことし7月の西日本の豪雨災害からちょうど5箇月ということになります。被災者の皆さんにとっても、また、西予市にとっても来る年が一步前進できる年になることを願って質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今回の一般質問は、公共施設についてと子育て支援策の大きな二つを質問させていただきます。

最初に、公共施設の中の学校跡地利用について質問させていただきます。西予市は少子化の影響で、小中学校の児童・生徒が減少をしてきたために、学校再編の実施が必要となっており、小学校再編計画を平成21年に策定し統廃合を進めてまいりました。その結果、多くの学校の施設が廃校となっており、その施設の有効利用についてそれぞれの地域において協議が行われておりました。しかしながら、幾つかの利活用の施設はありますけれども、大方は利活用に至っていないように見受けられます。

そこで、平成27年9月に、ホームページを見ますと、西予市学校施設等の跡地利用のための基本方針というのが載っておりますけれども、それに掲載されているところから、現在までの状況がどうなっているかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

改めておはようございます。ただいま二宮議員からございました学校跡地利用について、平成27年9月以降の状況についてのご質問にお答えをいたします。

当市におきましては、平成28年3月に西予市公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、公共施設の配置や利用方法を見直し、コスト縮減に努めているところでございます。また、ここ近年の統廃合で、遊休施設となりました学校施設等につきましては、平成27年9月に西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針の改訂版を策定いたしまして、跡地利用のルールを定め、有効活用に努めている状況でございます。

この学校施設等の跡地の利用のルールにつきましては、廃校後おおむね1年間の期間の中で、活用要望の有無を地元で検討をしていただくこととなります。まずは地元の方の活用が最優先とされまして、地元との合意形成が得られれば、市におきまして資格等を審査し、貸付等の手続をとることといたしております。平成30年10月末現在であります。学校や保育所、幼稚園などの遊休施設27施設ございますけれども、旧狩江小学校等9施設を地域団体等や市で利活用いたしております。

一方、耐震性がなく利活用が見込めない施設につきましては、予算等も勘案しながら順次解体し、跡地に関しましては、公共施設等総合管理計画に従いまして、有償での売り払いや貸し付けを行うなど、財源確保の手段としても有効に活用する計画といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

今総務部長からの答弁で計画を立てているというふうになっとったんですけど、解体の計画というのがもうできているのでしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

解体の計画でございますけれども、西予市が所有いたします27件の学校施設等のうち、現在14の

施設に耐震性があり、残りの13施設には耐震性がございません。耐震性のある建物も経年劣化し、耐震性も失われてまいります。また、学校施設等以外の公共建築物の老朽化に伴います解体費用を加味いたしますと、相当な支出額となることが予想され、当市の財政に多大な影響を与えることとなります。

今ご質問のありました解体計画でございますけれども、これは現在策定中でございますが、西予市の今後の財政状況を考えますと、中長期のプランでの解体計画を策定し、その後の跡地の譲渡等で市の財源確保を図ることで、当市の長期財政健全化の見える化につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

そういうご答弁をいただいたんですけども、私もそういうふうに理解をしながら推移を見守っておったわけですけども、一向に解体とかいう状況がないなというのが一つ。

基本方針の中の検討対象施設27と言われましたけども、その中を見ておりますと、廃止時期が平成12年、合併前ですけども、旧惣川中学校、平成15年の合併前の明浜西中学校、平成17年の旧高川保育所というのは10年をとうに超してそのまま放置されているという状況じゃないのかなと。私も議員ならしていただいて、たびたび総務委員会とかでもそういうお話をさせていただいたんですけども、一向に状況に変化がないなということで、今回こういう質問をさせていただいておるわけですけども、特に古いそういう今の三つの施設についてはどのようにお考えなのか教えていただきたいと思っております。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの閉校後10年以上経過した施設の活用状況でございますけれども、旧明浜西中学校、惣川中学校、高川保育所の現状でございますけれども、旧明浜西中学校及び高川保育所につきましては、現在、各支所の倉庫として活用させていただいております。また、旧惣川中学校につきましては

は、地元の惣川自治振興会から利活用の要望がございまして、平成22年1月よりライスセンター、木工作业所、特産品加工等、地域振興のために有効に活用されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

旧惣川中学校につきましては、有効利用ということで理解をしておりますけれども、後の2箇所については倉庫ということなので、あの大きな建物が倉庫でえらいもったいないという気もいたします。先ほど言われたその基本方針の中で、利用可能な他の施設の今後というか、耐震もあって、そういうところについてはどういうふうにしていく計画があるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思っております。その前にちょっと解体についての財源が心配なんですけども、先ほど言われた。見込みがあるのかどうか、めどが立っているのかどうかお伺いいたします。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ただいまの財源の関係でございますけれども、自治体で策定をしました公共施設等総合管理計画に基づきます公共施設等の除却につきましては、地方債として、平成29年度から33年度までの間、公共施設等適正管理推進事業債の除却事業が適用されることとなります。

しかしながら、この地方債の充当率は90%でございますけれども、交付税措置はなく、実質、市の持ち出しとなるところでございます。平成33年度以降につきましては、現在のところ有効な財政措置は国からも示されていないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

ということは、例えば1億解体にかかったら1000万は市からの持ち出しということで理解をしたんでいいですね。それと今言われた交付措置がある年度を越してということになると、もう今残っている解体せないかん施設、順番的に言って

もかなりタイム的には厳しいんじゃないかなと思うんですが、そういう点は大丈夫でしょうか。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

大変厳しい財政状況でございまして国もまだ33年度以降は示してないということでございます。今後も公共施設の除却・解体の計画を進める上で、当事業の延長に加え、交付税措置につきましても機会あるごとに、国に対して要望してまいりたいとこのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

そしたらさっき言いましたそのほかの活用の希望がなかった施設で耐震のある施設等はどのようにされていくのかお考えをお聞きしたいと思いません。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

先ほどの質問にお答えいたしましたとおり、現在27施設あります学校施設等跡地のうち、耐震性のある建物は三瓶地区を中心に14施設がございます。その中には、旧大和田小学校など、さきの豪雨災害で被災した施設もございます。西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針に基づきまして、耐震性があっても、地元の活用意向がない場合につきましては、市が行政の施設として活用することとなりますし、行政の施設として活用できない場合は、広く民間に施設利用を公募することになるかと思えます。なお、この耐震性のない建物につきましては、関係法や社会通念上、新規に貸し付けを行わないということを基本方針といたしております。

今後におきましても、施設の有効な利活用が図られるよう、市や他の機関のホームページ等も活用しつつ、市民の皆様にも広く情報提供ができるよう努めてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

解体に係る財源については今お聞きをいたしました。施設利用を例えば公募する場合、有効利用するために。にしても、今の古い建物、見た目に見ても古いですね。そういう建物が残ったままではイメージが悪いんじゃないかなと。もし興味がある人がどんどころなんかと見たときに、今の校舎が残ったとつたらやっぱりイメージがわきにくんじゃないかなと。そうすると、解体をして更地にしていくほうが利活用のイメージが広がってくるんじゃないかというふうに私自身は思います。西予市の特徴でもあります514キロ平米というこの広い町、その中で海拔ゼロメートルから1,400メートルあるという個性的な地域が生かされる、先ほど言った明浜西中のような海拔ゼロに近いところから惣川、大野ヶ原、大野ヶ原にはそういう学校はありませんけれども、そういうところまでやっぱり全国から見ると、ひょっとしたら魅力があると思ってもらえるところがあるんじゃないかなと。そのためには、一つでも、まず、1カ所でも更地にして、そういうところの実績をつくっていく。先ほど総務部長言われましたけれども、もしそれで売れたらそれを財源にまたほかのところも解体の計画を進めていくのがいいんじゃないかなと私自身は思うんですが、そういう点はいかがでしょう。

○議長

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

ご指摘のとおり、耐震性もなく地元からの活用要望もない学校跡地やその他の普通財産跡地につきましては、早期に解体し、更地にして有効活用することが得策かと思われます。また、民間事業者等に売却することで今ほどありましたけれども市の歳入増が見込まれる可能性もございます。

しかしながら、解体には多額の費用がかかることから、施設の立地等解体後の利用ニーズと老朽化による解体の優先度を見きわめながら、現在策定中でありまして解体計画をまとめていきたいとこのように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

ぜひ進めていただきたいと思えます。いろいろ

ホームページを見ておられますと、利活用もいろんなものがあって、今スポーツイベントで活用されるところか、本当に私たちが、場所におるとわからないんですけれども、全国見たら、これはもと学校やったんかというところが、活用されるところがたくさんありますのでぜひそういうところも参考にしながら、一歩前進をお願いしたいなと思います。

それでは続きまして、2番目の公営住宅について質問させていただきます。

公営住宅の今後については今までも委員会とかのお話の中で、解体や耐震、新築という計画をつくって順次事業進めていきますというふうなことを私自身がお聞きしとったように記憶の中にあるんですけれども、どうなるとるんかなあと思って建設課のホームページを見させていただいたら載ってないんですね、そういうのが。よく見てみると、地域住宅計画ですか。そういうのがあったんですけれども、それは何か文字ばかりで、どこが解体で、どこが耐震が必要で、どこを新築するとか、そういう計画を私自身はイメージしてつくるとるんかなと思ったんですけれども、そういう計画自体は建設課にはできとるんでしょうか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

おはようございます。ただいまご質問いただきました公営住宅の解体、耐震、新築計画について答弁させていただきます。

公営住宅の管理戸数は869戸あります。平成26年に策定した西予市公営住宅等長寿命化計画により、除却や建てかえを行っており、今後は、平成35年度までに老朽化した住宅や小規模団地の用途廃止、集約を行い、管理戸数をおよそ825戸とすることを目標としております。平成28年度から30年度においては、用途廃止戸数は26戸、建てかえ戸数は10戸となっております。平成31年度以降においても計画的に建てかえを実施する計画であります。耐震診断及び耐震改修の実施状況につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律において、耐震診断及び耐震改修が努力義務となっている階数3、及び床面積1,000平方メートル以上の住宅は4棟、72戸あります。耐震診断の結果、4棟全て現行の耐震基準を確保していること

を確認しております。なお、小規模な木造の住宅及びコンクリートブロック造りの住宅につきましては、用途廃止や集約建てかえを行うことにより安全確保をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

しっかりとした計画があるんだなというのは理解できました。先ほど言ったように、どこの建物がどうかという、私たちがこうホームページに載ってないんやったら、建設課行ったときに、見してもらえるものがあるのかどうかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

先ほど申し上げました西予市公営住宅等長寿命化計画を策定しておりますので、こちらの閲覧をしていただいたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。市民相談でいろんな公営住宅の入居の相談とかもあるわけですが、どこそこというときに将来もう壊す予定のところか、そういうところがあるときに、ちょっとみたいなのと思ったものですからお伺いをいたしました。

それでは次に、災害仮設住宅についてちょっとお伺いしたいんですけれども、今回の豪雨災害で、県が設置していただいた野村、明間、そして岩木地区の災害復興住宅ですけれども、期限が2年とお聞きをしております。その入居をされている皆さんが2年経った時点でまだちょっと住むところが見つからないんよとか、そういう状態になったときには、市としてはどういう対応をされるのか、考えておられるのかどうかお聞きをいたします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

野村地区におきます応急仮設住宅の使用期限で

ございますが、平成32年9月までとなっているため、同年8月までには災害公営住宅を整備する計画でございます。なお、建設候補地及び建設戸数につきましては現在調整中であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

今の答弁で安心をいたしました。

それで次に、同じ公営住宅の件ですけども、公営住宅に入居の申請をするときに、連帯保証人が2名というのが今もあると思うんですけども。私のところに相談しに来ていただく方にもちょっと連帯保証人2名難しいんやけど何とかならんでしょうかねということがよくあります。そして公営住宅を申請するには、それに加えて税金の滞納がないとかということもあるんですけども、なかなか要するに、申し込みしたい人は低所得者の方が多いわけですし、なかなかそれもクリアするの難しい場合が多いんですけども、とにかくこの連帯保証人については、1人でもいいとか、なしでもいいとか、そういうことは対応できないんでしょうか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいま二宮議員がおっしゃられましたとおり、入居時の際には連帯保証人2名の連署する使用契約書を提出していただいております。この点につきましては、西予市営住宅管理条例におきまして特別の事情があると認める者に対しましては、使用承諾書に保証人の連署を緩和することができることとなっております。実例といたしまして、生活保護法に規定する生活保護者に対して本条例を適用した案件がございますので、特別な事情について適切に対応したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

今言われたその生活保護を受けられている方以外で、例えば特別な事情とかという今までの実例はあるんでしょうか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

現在において生活保護法以外の方で特例というところは適用していない状況でございます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

貧困の連鎖をなくするとか、生活保護から少しでも抜け出したいと思っているけどもなかなか生活保護の人がいるとか、受けている人も当たり前みたいに受けているわけじゃないわけですよ。何とかこう脱出したいと。例えばそういうレベルの本当にもうぎりぎりのところの人たちが、先ほど言ったような連帯保証人云々とかというご相談が多いわけですけども、ぜひそういうところをもう一度、これ先ほど言われた市の条例ですよ。市の条例であれば直すこともできるんじゃないかなと思うんですけども、そういう検討を今後していただくような余地はあるんでしょうか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいまのご質問でございますけれども、法改正のところも現在検討をされていると伺っております。法改正の状況の所で、本市におきましても対応を検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

ぜひ市民の人の気持ちに沿うような条例改正をご期待しておりますのでよろしくお願いたします。

それでは次に、3番目の設計の考え方について、質問をさせていただきます。これ思ったのは、今、宇和病院の跡地に社会教育複合施設、図書館が、もうすぐ完成の予定でできよりますけども、そのデザインをちょっと見させてもろたときに、ああ役所らしいなというふうなデザインで、もうちょっと新しく建てるのであれば斬新なイメージがほしかったかなというところから、公共施設自体を考えていただいたらということで今回質問をさせていただきます。公共施設を建設する場合のデザインの考え方なんですけれども、デザイ

ンが決まる過程というのはどういうふうが決まるのかまず教えていただきたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいまご質問いただきましたデザインが決まる過程でございますが、公共建築物の設計は大きく三つの段階に分かれて進められております。最初に建築規模や敷地選定、予算決定する基本計画、次に、建物の平面計画や立面計画などを決定する基本設計、最後に基本設計によって決定した計画内容を踏まえ、建物外部及び内部空間の詳細を決める実施設計であります。建物の概略が決定する基本計画から基本設計においては、学識経験者や市民団体代表者などで構成されます建設検討委員会を設置して、幅広い視点から設計協議を行います。

また、市民利用が多い複合施設などの設計におきましては、市民参加型のワークショップの開催やパブリックコメントを実施しまして、より広く意見を求めて基本設計案に反映させる取り組みを行っております。これらの基本設計において建物の概略デザインが決定し、次の段階である実施設計で設計者と市が協議の上、建物外部や内部仕上げなどの詳細な仕様を決定している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

そのデザインを、もし決定するポイントの優先順位というのがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

デザインが決定するポイントでございますけれども、公共建築物のデザインにつきましては、その土地・風土になじむ形状や色彩であること。将来的なメンテナンス性にすぐれランニングコストをできるだけ抑えられることが重要だと考えておりますので、総合的に判断して決定している状況でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

先ほど言われた検討する段階における学識経験者とか、市民の皆様からの幅広いご意見というふうに言われましたけれども、また検討委員会とかをつくってワークショップとかで決めていくというふうに言われましたけれども、私もいろんな市の検討委員会の中に入れてもらったことあるんですけども、何かある程度の道筋の中での検討委員会で、ある程度決まるとるんじゃないか、中の話で決まるんじゃないかなという気もするんですけども。もっと外部からそういう意見というか、アイデアを受け入れられるような何かシステムがないのかなと。例えば今西予市は移住・定住政策もしているわけですよね。地域のシンボル、庁舎であつたら西予市としてどういう位置づけで建物を建てるか、建物を建てる時にも思いついていろんな意見も言ったんですけども、全部却下されました、当時アイデアを。今回はあそこの宇和病院跡地ということですけども、今ちょうど災害があつて、今から建てる公共施設、例えば野村の保育園であつたり、きのうもありましたけども消防の庁舎も、今後そういう予定であるとか、そういうふうな、要するに西予市のシンボルとして、どういうものがいいかという視点で考えたときに、今までの公共施設のデザインの考え方と違う考え方してもいいんじゃないかなということ、そういう公募してデザインを決めるようなシステムというのは考えられないでしょうかね。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいまご質問いただきました公募によるデザイン設定はできないかというご質問でございますけれども、公共建築工事における設計者選定方法につきましては、指名競争入札方式を基本としているところでございます。これまで大型事業であつた新庁舎や市民病院改築事業においては、高度な技術力や経験を持つ設計者を選定する必要があつたため、公募型プロポーザル方式を採用しております。今後も同様に高度な技術力が求められるものにつきましては、設計を検討する際に、公募型プロポーザル方式により設計の選定を行いたい

というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

私たちが年に何回かは、よその町に行かしていただいて庁舎とかいろんな建物も見させていただくんですけども、ことしの1月に会派で佐渡、新潟へ視察に行かしてもらったときに、長岡市にはアオーレ長岡という建物がありまして、そこに、そこは視察の予定ではなかったんですけども、ちょうど宿泊施設の近くやったものですから見に行きました。そうしたらちょうど市の職員の人なのか、OBの人なのかわからんですけども案内してくれるという人がおまして、ちょっとその中を案内していただいたんですけども、アオーレ長岡の施設は隈研吾さんが設計をされたということをお聞きしたんですけども、そのコンセプトが中土間という、昔の家には土間がありましたよね。そういう土間のイメージでそこに生活のぬくもりと人々のにぎわいということで交流の場というコンセプトでその建物を建てられた。そこには庁舎もあり、そして議会も外に出ておまして、そのかわり見えるんですよ、ガラス張りで、この議場が。そういうところであったり、あれ何とか新潟いうプロバスケットボールの今チームありますけども、そのこの体育館もすぐ横にあって練習してましたけども、そのプロチームが。これはすごいとこやなああとちょっと感動して帰ってきたんですが、それほどとは思いませんけども、やっぱりちょっとこう外から見て、あれ、西予市今までのと違うぞと言っていただけのような建物はできないかなと。

例えば今回の図書館ですけども、もう今の図書館はしょうがないですが、全国の図書館どんなのがあるのかなと思ってネット調べたら、結構斬新なのがありました。だから、奇抜な、または斬新がいいとは思いませんが、そういうこともちょっと今からの中で、発想として考えられないかなと思うんですけども、もう1回ちょっとその件に関してのご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

デザインの部分につきましては、今後いろいろな採用方法があるかと考えております。そういったところで広く公募的なところも今後検討するところが重要なところだと思っておりますので、そういった方向について今後研究していきたいというふうに考えております。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

そして先ほどの公営住宅の計画の中でも新築という話が、今後ね、ありましたけれども、以前も提案をさしてもらったことがあるんですけども、例えばそれを建てるときに、今建築を勉強している人が全国でいろんな専門学校とか、大学の建築課とかありますけども、そういう勉強をしている人たちにデザインとか機能とか、そういうのをつくっていただくというか、アイデアを募集して、その中で幾つかプレゼンをして、設計する前にその地域に出向いて、例えば明浜でこういう市営住宅を3棟建てますと、そのうちの1棟をつくってみませんかみたいな募集をして、その明浜に来ていただいて地域の人と交流をして、どういう建物がふさわしいのかということを考えていただき、募集をして、その中のプレゼンの中で決めていって、一番いい人に建ててもらおうというふうな発想とか、そういうのを以前言ったことあるんですけども、例えばそういうふうにすると、たった一つの公営住宅ですけども、全国からいろんなところからの注目が西予市にもありますし、興味を持ってもらえるんじゃないかというふうに思うんですけども、こういう発想はいかがでしょうか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいまご提言いただきましたように大学生などの新鮮な発想による公募運用はできないかという提言のところでございますが、公募によるさまざまな発想に伴うメリットが生じるのではないかと思います。事業スケジュールや運用などの調整を含め、実施可能な事業があれば、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

よく費用対効果という言葉があると思いますけれども、費用対効果をどう考えるかと。先ほど部長言われました機能とか、予算とかそういう規模の中で費用対効果を考えるのか、私が言ったような、どっから来るかわからんけども、よそから、県外から、全国からの注目度をどのぐらい見込んで、要するにかけかもしれませんけども、そういう意味での費用対効果。でも当たれば、注目してもらえれば、ものすごい費用対効果が出るわけですよね。そこの考え方やと思うんですよ。ぜひそういう発想を一つ入れていただきたいなと思いますのでぜひよろしくをお願いします。

それでは最後に子育て支援策について質問をさせていただきます。幼児教育の無償化についてですけれども、これは今安倍政権の中で、進めていくようになっておりますけれども、この今後のスケジュール、今後どう進めていくのかということがわかっていれば教えていただきたいなと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

改めましておはようございます。幼児教育の無償化の今後のスケジュールについてお答えをいたします。

幼児教育の無償化は、平成26年度以降、生活保護世帯の子どもの無償化、第3子以降の保育料の無償化が段階的に進んできたところであり、西予市におきましても、国が示す無償化の対象範囲を拡大し、幼児教育の段階的な無償化に取り組んでまいりました。このたびの幼児教育の無償化につきましては、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へと根本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速させるものであります。生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育や子育て世帯の幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から、2017年12月8日に閣議決定された新しい経済政策パッケージと、2018年6月5日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2018において方針が示されており、全面的な無償化措置は消費税引き上げ時の2019年10月から実施を目指すものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

その対象範囲についてどこまで決まっているのか教えていただきたいと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

幼児教育の無償化の対象範囲についてお答えをいたします。

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育を行う事業所内保育等を利用する3歳から5歳の全ての子どもの利用料が無償化となります。ゼロ歳から2歳の子どもの利用料につきましては、住民税非課税世帯を対象に無償化となります。ただし、現在実費として徴収されております食材料費や行事等の費用に関しましては、無償化の対象となっております。

また、幼稚園等の預かり保育を利用する子どもにつきましては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には月額1万1300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。同様に、認可外保育施設等を利用する子どもにつきましても、保育の必要性があると認定を受けた場合は月額3万7000円までの範囲で利用料が無償化となりますが、無償化に係る具体的な手続等については、現在国におきまして検討が行われているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

西予市においては都会であるような保育所に入れないということはあまりないとは思いますが、今答弁の中にあつた預かり保育等を利用されている人が、必要性というのはどういうときが必要性なのかということと、その認定自体はどこがするのか。同じように認可外保育を受けておられる人も何をもって必要性とするのかということももう1点お伺いをしたいと思います。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

預かり保育と認可外保育の新たな保育の必要性

というご質問をいただきました。幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちの保育の必要性の認定につきましては、現行の保育所入所時の保育に欠ける事由である就労、保護者の疾病、出産、同居家族の介護等の内容を基本としつつ、新たな仕組みについて、現在国で検討しているところがございます。

今後、幼稚園入園児と同様に、保護者が認定に係る申請を市に行い、認定証の交付を受けるといったことが国において想定されております。認可外保育を利用する子どもたちの保育の必要性の認定につきましても、その詳細が国において現在検討をされている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

という認定自体は市が行うということによろしでしょうか。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

今の想定ではそのようにお伺いしておりますが、その点も含め、国でただいま検討をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

それから3歳から無償になるという答弁やったんですけども、2歳から例えばその3歳になる切りかえのタイミングですけども、例えば誕生日で今月なったから来月から3歳やから無償ですよってなるのか、年度でなるのか、そういうところわかったら教えてください。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

幼稚園では、3歳になった日から無償の対象となります。保育所につきましては、年度途中で3歳になった子どもは現在引き続き2歳児のクラスに通い、翌年度の4月から3歳児クラスに通うこととなりますので、無償化につきましても、保育所については3歳になった後の最初の4月以降か

ら対象になるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

幼稚園については公立も私立も同じでしょうか。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

幼稚園につきましては公立、私立とも同じでございます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

ちょっと先のようにですけどももう1年は切っているわけですね。ですから、来年度からいろいろ考えておられる、申請に、12月ぐらいから申請始まるんですかね、案内が、そういうこと考えるときに、その制度運用スムーズに行うために保護者への説明とか、周知の方法はどう考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

保護者の周知でございますが、今回の幼児教育の無償化につきましては、多くの子育て世帯が無償化の対象となりますので、広報紙やホームページ等を通じまして正確な情報の提供に努めさせていただきたいと思っております。あわせて、現場保育との情報連携を密にしまして、周知をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

子育て支援策につきましては、管家市長の肝いりの施策の一つでもあります。今部長が多くの皆さんがというふうには言われましたけども、多くではありますけども、まだ該当しない人もいるということも現実でございます。まだ要するに、制度のスタートまで1年近くあるわけですけども。そういう中で、西予市独自でそれに何かプラスしたような支援策というのは考えられないのかお伺

いをいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

市独自の子育て支援策につきましては、これまでも西予市でもいろいろと取り組んでまいりましたが、現在国において、国と地方の財政負担のあり方、また具体的な制度の運用や法律等の整備を行っておるところでございますので、その結果も踏まえて、西予市としましても、効果的な子育て支援サービスや保育サービスの提供について十分に今後検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

市長もさっきちょっとうなずいておりましたので、期待をしとっていいのかなというふうには思うんですけど、ぜひお願いしたいと思います。今のお話のありました財政の件も今国と県といろいろ検討されとるということですが、保育料の徴収が10月から、要するになくなるということになると西予市の財政にとってどんな影響があるのか。また国からはどういう財政支援があるのかというのを聞きいたします。

○議長

藤井福祉事務所長。

○藤井福祉事務所長

幼児教育の無償化に対します財政支援についてお答えをいたします。幼児教育の無償化の対象範囲となる部分に要する財源につきましては、皆様ご存じのとおり、消費税10%への引き上げによる消費税及び地方消費税の増収分が活用されることとなっております。現在、国と地方の財政負担のあり方につきまして、国の予算編成過程において決定されることとなっております。また、無償化に伴う事務費についても財政負担のあり方と同様に、予算編成過程で調整が行われることとなっております。

なお、無償化等を行うためのシステム改修費につきましては、国の平成30年度予算で子ども・子育て支援事業費補助金として計上されていることから、同事業を活用して無償化への対応を行っていく予定でございます。幼児教育の無償化による

市財政の影響はないかの質問につきましては、現時点での国と地方の財政負担の考えでいきますと、財政の影響があるのではないかと危惧をしているところでございます。消費税10%への引き上げに伴い、地方へ払い込まれる地方消費税の増収分については、平成31年度はわずかであることを踏まえて、無償化の実施に当たっては、初年度に要する費用は全額国が負担する予定でございます。

また、次年度以降は地方にも負担を求めるということですが、必要な財源は地方交付税で措置するとお聞きしております。

現在、全国知事会及び市長会から無償化に係る事務負担の増加に伴う人件費等を含め、無償化を円滑に進める上で必要な財源については、地方消費税の増収分に充てることなく、国の責任において全額を国費で確保するように国への要望書が提出され折衝がされておりますので、今後の動向を注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

自主財源の乏しい西予市というのはわかりきったことなので、何でもかんでもやってくださいというの言いにくいんですけども。また、今回の7月の豪雨災害によって多大な財政負担というのも増してきたというのもわかっているわけですが、ぜひ上手な管家市長のかじ取りをしていただきまして、本当に市民の皆さんに寄り添ったいろんな施策を今後も進めていただきたいなと思いますし、まだ今の幼児無償化につきましては、10月ということは、3月、6月、9月と議会は3回あるわけで、また追跡質問ということでぜひやらしていただきますんで、そのこともお願いをして一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長

暫時休憩をいたします。（休憩 午前9時55分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時10分）

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑の

内容は大綱のみに願います。

(日程2)

○議長

日程第2、議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

ただいま議題となっております議案第126号は厚生常任委員会へ付託いたします。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第127号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」及び、議案第128号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村です。

議案第127号の西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定についてお尋ねいたします。

西予市ではバイオマスタウン構想というのがございまして、平成22年3月にできておりますが、市内の農産物や森林資源、海産資源等の多様なバイオマス資源の有効活用を目的として計画が公表されたものでございます。そしてこのペレットの施設につきましては、翌年23年4月から稼働しております。ずっと株式会社エフシーへ管理委託がされております。この委託は今年度で8年が経過するわけですが、年間委託料が9ページにも書いておりますように、年間1040万と。そして今後同額ということで計画が上がっておりますところですが、9ページの収支計画の上段に、木質ペレット販売収入としてペレットを400トン製造となっておりますが、私以前にバイオマスタウン構想について質問したときに、このペレットの製造施設は年間1,500トンの製造能力があると聞いておるところでございます。そうしますと、個人的に言いますと50%以上の稼働率が欲しいわけ

ですけれども、いまだに30%弱というような稼働率にしかになってないと、相変わらず製造量が低迷したままとなっておりますところでございますが、これはどういうことかなと思ひまして。このバイオマスタウン構想そのものは非常にいい構想でございます。いい計画でもあるわけですけれども、このペレットの製造とそれから連動する販売。こういうのが拡大の見込みがなかなかつかないのはどうしてなのかなと。考えますところでは単価が高いとか、販路もないとかいろいろあるうと思ひますけれども、その辺の問題点はどのように考えておられるのか、その打開策はないのか。このままさらに5年間続けていいものかどうかについて、まずお尋ねしたいと思います。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

中村議員のお尋ねにお答えをしたいと思ひます。

まず西予市の施策としての位置づけについて説明をさせていただきますと、この施設は西予市バイオマスタウン構想に基づき、林業の活性化や二酸化炭素削減に貢献することを目的として、平成23年4月から稼働をしております。

ご指摘のとおり平成29年度の販売実績、製造実績といたしましては396トン製造し販売をしております。ここ3年間の状況を見ますと、26年度が274トン、27年度が356トン、28年度が393トンということで、ここ3、4年は同じような数字で推移をしているところでございますが、先ほど言われました生産能力は確かにもっと3倍も4倍もあるわけですが、まず販売、言うたら注文によってつくるといふことですので、今後、さらなる販売実績を伸ばしていくためには新規販路開拓や安定した素材供給体制の確立に向けた取り組みが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいま部長から説明があったわけですが、しかし城川の宝泉坊なども休止しておりますし、非常に需要の低減が見込まれるわけでございます。環境ということも先ほど設置目的の中で

言われましたけれども、バイオマスタウン構想の中身にそういう環境問題も言われましたので、そういう年間1,000トンぐらいの木材が有効活用されておるといのがこの収支計画、9ページの中にあるわけですが、ペレットだけに頼らずと、なかなか単価が高いのかなと思うんですが、木材をその手前のチップのままに燃焼させてボイラーで熱源として活用するというような検討など、いろいろマンネリ化しないような形で多角的な運営ができないのかなという気もしております。バイオマス資源として有効活用されるのは、これは非常に地球温暖化防止対策ということで、西予市の知名度アップといえますか、そういう面では非常にいいのかなと、取り組んでおるとい姿勢は非常にいいのかなと思うんですが、どうもその中身がこの実態では、見学に来られた人に対してもちょっとややインパクトがないのかなという感じがしております、1040万かけて1,000トンぐらいが有効活用ということになりますと、簡単に言いますと1トン当たり1万円ぐらいを西予市が委託料として払っているというような感じがしますので、その辺が環境問題というとなかなか地球全体の話ですので、なかなか金額で評価しにくい面がございますけれども、その辺ざっと考えて妥当なのかどうか。設置目的そのものが、沿った成果が上がっていると思われているのかどうか、委託料の金額とも兼ね合いがあるわけですが、そういう成果というものの兼ね合いの中でどのように考えておられるのか、もう一度お尋ねします。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

ほかの指定管理の施設と比べますと、先ほど中村議員もおっしゃっていただきましたけど、非常に費用対効果という面でこうなんだという回答がない施策ではないかと思われま。と言いますのも地球全体で考えますと、間違いなく温暖化防止には貢献しておるわけで、その金額がこの指定の金額とどうかというところは、今後の課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

木質ペレットについては大体部長が言われますように、なかなかつかみどころのない、判断が難しいと言われますので、そのとおりでらうと思いますが、ちょっと調べてみますと今年度も西予市の指定管理施設は37施設あるわけですが、その中の当初予算で管理委託料が1億9000万ほど計上されておるわけですが、1箇所当たりになりますと510万ぐらいということでございますが、やはり順次、これ各部にまたがった施設で合計37施設ということですので、期限が来た段階で審査会、検討委員会というものが部内、庁内で設置されておりますが、慎重な審査をしていただきまして、存続するのか廃止にするのか、いわゆるその大幅な改革をするのか、その辺取り組みをしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

これは私の要望でございますので、よろしくお願ひします。

○議長

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

ただいま議題となっております議案第127号及び議案第128号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第129号「市道路線の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

ただいま議題となっております議案第129号は産業建設常任委員会へ付託をいたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

議案書の24ページの観光費ですけれども、今回の豪雨災害によって西予市のいろんなイベントが全部中止になって、こないだ乙亥大相撲だけは立派にやっていただきましたけれども、それ以外は全部できてないというのが今現状だと思います。減額の補正予算ですけれども、確かに痛手は多いんですけども、逆に復興に向かって何か年度内に西予市としてイベント的なものできないかどうかというふうなことですけども、やっぱり被災地を見ておりましたいろんなボランティアの人が来られて、いろんなことやってもらったら、その人らは元気ですよ、笑顔が出ますし、そういうのをもう1回精査をしていただいて、何とか早く復興に向かったスタートのイベントみたいなんを考えていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長

酒井産業部長。

○酒井産業部長

二宮議員おっしゃられる質問でございますが、職員としていたしましても、素早くそういうことに対応したいと一生懸命、日夜努力をしているところでございますが、何分にも時間がございません。

ただ、次の来年度の当初予算では、例えばSEA TO SUMMITなら3年で終わりなんですけど、本部へかけ合います、もう1年やらしてくれというようなことで、仕切り直しをするような準備もしておりますし、新たなことも含めて、来年度の予算に要求するような形にしております。また、おっしゃられますとおり今年度何かないかというようなところはやっぱり経済振興課が担当しますが、担当とも相談をさせていただきました、何かいい方法があれば、使えるような予算があれば、実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

ぜひできるところから明るい話題を少しでも提供できるようにお願いしたいと思います。

○議長

質疑はありませんか。

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君

予算書20ページの災害救助費6900万円でございますが、運動公園までの道路の新設の分の費用も入っていると聞いておりますが、仮設の保育所ができるまでに完成の予定でしょうか。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいまご質問いただきました仮設住宅への取りつけ市道の部分につきましては、保育所開設までには完成しないというような状況でございますが、早期完成を目指したいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

ただいま議題となっております議案第130号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第131号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」から、議案第134号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

ただいま議題となっております議案第131号は厚生常任委員会へ、議案第132号から議案第134号は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

各常任委員会は、議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。12月20日は、午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時28分

第 4 日

12 月 20 日（木曜日）

平成30年第4回西予市議会定例会会議録(第4号)

- | | | | |
|----------|-------------|-----------------------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成30年12月20日 | 明浜支所長 | 山下 玉 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 野村支所長 | 土居 眞二 |
| 1. 開 議 | 平成30年12月20日 | 城川支所長 | 篠藤 義直 |
| | 午後 2時02分 | 三瓶支所長 | 中須賀 敏幸 |
| 1. 閉 会 | 平成30年12月20日 | 消防本部消防長 | 佐藤 克也 |
| | 午後 3時37分 | 総務課長 | 山住 哲司 |
| 1. 出席議員 | | 財政課長 | 宇都宮 明彦 |
| 1番 | 宇都宮 久見子 | 監査委員 | 正司 哲浩 |
| 2番 | 信宮 徹也 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3番 | 宇都宮 俊文 | 事務局長 | 道山 升文 |
| 4番 | 加藤 美香 | 議事係 | 三好 祐介 |
| 5番 | 中村 一雅 | 1. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 6番 | 河野 清一 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 7番 | 佐藤 恒夫 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 8番 | 山本 英明 | | |
| 9番 | 竹崎 幸仁 | | |
| 10番 | 小玉 忠重 | | |
| 11番 | 源 正樹 | | |
| 12番 | 井関 陽一 | | |
| 13番 | 菊池 純一 | | |
| 14番 | 中村 敬治 | | |
| 15番 | 二宮 一朗 | | |
| 16番 | 兵頭 学 | | |
| 17番 | 小野 正昭 | | |
| 18番 | 宇都宮 明宏 | | |
| 19番 | 森川 一義 | | |
| 20番 | 藤井 朝廣 | | |
| 21番 | 酒井 宇之吉 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	管 家 一 夫
副 市 長	宗 正 弘
教 育 長	保 木 俊 司
総務企画部長	三 好 敏 也
会計管理者	山 口 正 人
医療介護部長	山 岡 薫 彦
産業部長	酒 井 信 也
建設部長	岩 瀬 布二夫
生活福祉部長兼	
福祉事務所長	藤 井 兼 人
教育部長	高 橋 司

- 議 事 日 程
- 1 議会報告第 3号 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会中間報告について
 - 2 議案第126号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第127号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について
 - 議案第128号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について
 - 議案第129号 市道路線の認定について
 - 議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)
 - 議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第132号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
 - 議案第133号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第134号 平成30年度西予市簡易下水道事業特別会計補正予算(第4号)
 - 追加 議案第135号 林道滝山線(3号箇所)災害復旧工事請負契約について
 - 議案第136号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第137号 西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第138号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第139号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いて

議案第140号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第9号)
議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議会報告第 3号 西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会中間報告について
- 2 議案第126号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第127号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について
- 議案第128号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について
- 議案第129号 市道路線の認定について
- 議案第130号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第131号 平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第132号 平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第133号 平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第134号 平成30年度西予市簡易下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 追加 議案第135号 林道滝山線(3号箇所)災害復旧工事請負契約について
- 議案第136号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第137号 西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第138号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第139号 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いて

- 議案第140号 平成30年度西予市一般会計補正予算(第9号)
議員派遣の件について

開会 午後2時02分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議会報告第3号「西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会中間報告について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第45条第2項の規定により、同委員会の中間報告の申し出がありました。

これを許可することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認め、西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の中間報告を行うことに決定いたしました。

西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長藤井朝廣君。

20番藤井朝廣君。

○藤井西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長

西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会の報告を申し上げます。中間報告であります。

本特別委員会は次期改選時の議員定数及び議員報酬等に関する事項について、調査研究を行うことを目的に9名の議員で平成30年6月8日に設置されました。

これまで、議員定数及び報酬等について、平成30年6月25日から本年12月7日まで8回にわたって協議検討を行い、次のとおり中間報告としてまとめましたので、当委員会における調査及び調査の経過について報告をいたします。

地方自治体の議員定数は地方自治法において人口区分に応じて上限数が定められ、その数を超えない範囲内において条例で定めるものと規定されておりましたが、平成23年5月の法改正によりこの規定が撤廃され、各自治体が独自に条例で議員定数を定めることができるようになりました。本特別委員会では先進地である千葉県我孫子市を視察、また、総務省の研修実施など調査研究を進めてまいりました。

さらに、先月11月20日には西予市議会初となります公聴会を実施し、広く市民の意見を聞くなどの取り組みを行い、公募により応募いただいた市民の方、また、各旧町の代表区長より意見をいただきました。

公聴会の意見は、議員定数(現定数21名)については、減員するが5名、55.6%。現状維持が3名、33.3%、増員するが1名の11.1%あり、公述意見の過半数は減員すべきという意見が得られました。また、議員報酬32万3000円については、現状32万3000円のままが6名の66.7%、増額するが2名、22.2%、減額するが1名、11.1%という意見が出されました。これらの公聴会の意見を参考に議論を進める中、委員からは、議員定数や報酬が幾らかというよりも、議会がどのような仕事をしているかということや市民の人にどれだけわかってもらえるかということが大事であり、増員や増額するにしても、市民の人になぜそうなったのかということやわかっていたかかないとなかなか難しいのではないかというような意見、委員会として公聴会の賛成・反対意見をどのように反映して意見をまとめていくかが大事ではないかというような意見、委員会で出された結論というよりもこの委員会だけでなく、西予市議会議員それぞれが覚悟を持ってやるぞという共通認識がないと難しいというような意見が出されました。

今後この経過について公聴会の結果とあわせて市民に報告を行うとともに、次回定例会において最終報告を行い、委員会の結論によっては、西予市議会議員の定数を定める条例の改正案を提出していきたいということや申し添えまして、本特別委員会の中間報告を終わります。

平成30年12月20日西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会委員長藤井朝廣。

以上です。

○議長

以上で委員長の中間報告は終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

以上で質疑を終結とし、中間報告を終わります。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第134号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」までの9件を一括議題といたします。

各常任委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長信宮徹也君の報告を求めます。

2番信宮徹也君。

○信宮総務常任委員会委員長

総務常任委員会審査報告を行います。

去る12月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案1件について、12月13日に審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果はお手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案1件は原案のとおり可決決定いたしました。

そのうち議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の総務常任委員会所管分について、抜粋して報告いたします。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」の総務常任委員会所管分について、委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

7月豪雨による事業の中止、または延期による歳出歳入の減額が主なものでありました。今回審査した補正予算の大部分は7月豪雨災害関連の予算でありました。

総務課所管分では、野村支所庁舎建設事業について、2年間延期ということで、複合施設として入る東宇和農業協同組合については、床上浸水により被害を受けたため、早く実施してほしいという話を聞いているが、東宇和農業協同組合は2年延期を同意されたのかと質疑があり、延期に伴う協議については、8月20日付けで関係機関には文書でお知らせをさせていただいており、それ以降については、野村支所からも特段大きな動きはないと聞いている。年明け1月に再度関係機関にお集まりいただき、今後の方針を協議することになっているので、その中で、今後のスケジュール等については、協議・確認されるものと思われるとの答弁がありました。また、野村支所庁舎建設工事

の着工については平成33年度、業務の開始は平成34年度となる予定であるとの説明がありました。

税務課所管分では、今回の災害において、り災証明は現在もまだ発行をしているのか。また、異議申し立てにより第二次調査を行っているとの話を聞かすが、現状はどうかとの質疑があり、12月5日現在、西予市内で1,343件のり災証明を発行している。11月中において、新たな調査依頼が30件あり、第一次調査の異議申し立てにより、再調査を行った件数は1件であった。今のところ再調査をして、納得していただいているとの答弁でありました。

財政課所管分では、先般決算特別委員会で、29年度の決算認定を行ったが、昨年の基金残高が約140億円で、そのうち財政調整基金が約46億円あったが、今回の災害を受けて、財政調整基金を活用し、残高が減っている状態だと思うが、また、同じような災害が起きたときに、少ない財政調整基金で対応することが難しいと考えられる。他の目的別の基金について過去にその基金をほかの基金に替えた事例はあるのか。また、可能なかとの質疑があり、財政調整基金は現在約半分を取り崩し、予算残高が約20億円になっている。目的基金の場合はその目的が終わった段階で条例を廃止し、一般財源として他の基金に積み立てをしたことが今までも事例としてある。もしこういった災害が起きると今の財政調整基金の残高では予算が組めないため、そういった場合には、議会に議案として上程し、条例の見直しを行い、目的基金を一般基金として活用したいと考えているとの答弁でした。

まちづくり推進課所管分では、7月豪雨災害でジオサイトも大きな被害があったと思うが、我々総務常任委員会も9月定例会時の所管事務調査で、深山や滝野城を視察し、思った以上に被害が大きいと感じた。西予市の広いジオサイトの中でどのくらい被災したのか。また、復旧計画はあるのかと質疑があり、ご指摘のように、深山、三滝、観音水、桂川渓谷等大きなところが被災を受けている。現在、三滝については所管課で復旧を進めており、観音水については復旧が終わっているところである。現在、愛媛大学等を含めた各専門機関で調査をしている状況であり、現時点ではまだ具体的な復旧対策、方法等については具体化

していない。今後、専門家も加わっていただきながら、復旧方法を検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

教育総務課所管分では、債務負担行為で説明があったスクールバス運行業務委託で、9月の委員会でスクールバスの補助員を付けたらどうかという提案をしたが、業務委託をした場合に事故があったときの責任のとり方はどうなっているのかとの質疑があり、業者と交わしている委託契約では、損害のため生じた経費の負担について、第三者に及ぼした損害を含め、業務履行にあたり発生した損害は契約の相手方が負担することになっているが、これ以上の責任の所在については特に条項の中で細かな内容を記載していない。詳細については、損害や状況等の内容によって、契約の相手方と市側が双方協議して対応するため、実情に応じた対応になるとの答弁があった。

また、突発的に考えられないような事故が起こったときにどうするのかという心配がある。事故が起こってから相手方と協議するのではなく、事前にある程度想定の中で業者と協議をしておくか、事前の準備が必要でないかと思うが、今後、そのように取り計らえないのかと質疑があり、今回の契約に関しては、プロポーザル方式をとり、その場合に、安全面やご指摘いただいた点をプレゼンテーションの項目の中を含め、どの方法が一番いいのか見きわめていきたいとの答弁がありました。

生涯学習課所管分では、社会教育複合施設に関して、9月にも質問を行い、市が直接運営するという回答であり、今回、図書館の雇用の話があったが、コミュニティー部分と図書館部分の職員配置をどのようにされる予定かと質疑があり、現在の図書館中央館には館長以下5名の職員で運営しているが、図書館と交流施設からなる複合図書交流館では、二つの建物を総合管理するため、館長以下7名の職員配置とする計画であるとの答弁がありました。

スポーツ・文化課所管分では、体育施設費に関して、野村球場の防球ネットは高さによって金額が変わってくると思うが、今設計している高さはどういう判断で決定されたのかと質疑があり、支柱の高さを14.7メートル、その支柱が11本、間隔を10メートル、総延長100メートルで現在設定し

ている。これは投球速度とスイングスピードによる打球弾道を想定し、そこまでのネットをつければ、最低限確率としてほぼ抑えられるであろうということの設定をしているとの答弁があった。

また、仮設の野村保育所ができるところが野球場の近くであるため、それを一番心配している。ぜひ高校生にも子どもさんがそこにいるよということ意識づけするような処置や指導をお願いしたいとの要望があり、そういった意識づけや看板設置など呼びかけを十分注意して行い、そのように対応したいとの答弁があった。

また、乙亥会館については、12億円という多額な費用をかけて復旧するということであり、国から約8億7000万円、地方債として、災害復旧事業債約4億3000万円を使われるということであるが、交付税措置もあるため、最終的には12億円のうち、市の持ち出しは幾らぐらいになるのかと質疑があり、現在のところは概算になるが、市の一般財源分が約2億2100万円になる予定であるとの答弁がありました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

平成30年12月20日総務常任委員会委員長信宮徹也。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長山本英明君の報告を求めます。

8番山本英明君。

○山本厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る12月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案3件について、12月12日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案3件につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定をいたしました。

これより、議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑、並びに部課長の答弁等を抜粋して報告いたします。

議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」では、担当課から7月豪雨災害で被災した旧野村保育所は、解体の方向で進行しており、新野村保育所が完成するまでの期間、仮設住宅の隣接敷地内に建設中の仮設保育所で保育を実施するため、野村保育所の位置を変更

する必要があることから、本条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、子育て支援課所管分では、7月豪雨災害で被災した新野村保育所整備に係る土地購入費、土地測量及び造成設計等の委託料を増額補正するためのものであるとの説明がありました。委員から新野村保育所の移転候補地の選定経緯について質疑があり、建設検討委員会で現状復旧や移転、幼稚園と統合しこども園を設置するなど、いろいろな意見が出された。それらの意見をもとに協議し、保育所と幼稚園をそのまま残した形で新しい場所に保育所を再建するという結果となった。現在の園舎の大きさや園庭の広さ、職員及び保護者の駐車場の確保を考慮すると広い土地が必要であり、東宇和建設会館周辺地を候補地として決定したとの答弁がありました。

また、委員から予算措置では原状復旧しか行えないかもしれないが、ソフト面で新しい発想、アイデアを取り入れて復旧をするよう意見が出されました。

福祉課所管分では、障害者総合支援給付事業について、障がい者サービス給付対象者の人数や障がい者サービスを受けられる事業所は市内にどのくらいあるのかとの質疑があり、給付対象者は360人で、事業所は、明浜5箇所、宇和26箇所、野村19箇所、城川4箇所、三瓶3箇所、市内全域で57箇所である。対象者のうち、区分認定を受けている方は3年に1回、区分審査を行っているが、資格喪失されている方もあり、あまり増減がない状況であるとの答弁がありました。

また、就労継続支援のA型、B型の違いはどの質疑に対しまして、A型は雇用契約を締結した上での雇用、B型は雇用契約を締結せず作業等を行う形態となるとの答弁でありました。

環境衛生課所管分では、7月豪雨災害に伴う災害廃棄物処理事業及び被災建物等解体撤去支援事業の一部財源を一般財源から災害対策債へ変更するための補正であるとの説明でありました。関連質問として、公費解体家屋の申請数と今後の見込みについて質疑があり、平成30年11月30日現在で、申請数は128件、そのうち38件について発注し工事を行っている。未契約分についても、2月をめどに契約を締結できるよう、引き続き進めて

いきたいとの答弁がありました。

また、公費解体した木材とコンクリート殻については、市内業者で全て処理しているのかとの質疑があり、木材については市内2業者、コンクリート殻は市内1業者で順調に処分できているとの答弁がありました。

市民課所管分では、老朽化が進み、今後入居者も見込めない改良住宅の空き家3棟を国への用途廃止の手续が完了次第、解体・整地を行うための設計委託料を計上するものであるとの説明がありました。委員から、住宅地区改良事業で建設された改良住宅の入居率や今後の解体計画について質疑があり、市内全体で75戸あるが、入居者は58戸、空き家が17戸となっている。解体等については、市が策定している小集落改良住宅管理計画及び公共施設等総合管理計画に基づき、今後実施していきたいとの答弁でありました。

議案第131号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」では、担当課から保険料軽減特例の見直し等に伴う保険料徴収システムの改修費用について、国の補助金が決定したことにより、一般財源から特定財源に財源の組み替え補正を行うものである旨の説明がありました。

以上、厚生常任委員会審査報告といたします。

平成30年12月20日厚生常任委員会委員長山本英明。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長河野清一君の報告を求めます。

6番河野清一君。

○河野産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会の審査報告を行います。

去る12月7日、本会議において、当委員会に付託されました議案につきましては、委員会審査日を12月12日の午後に設け審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。

審査しました議案につきましては、議案第127号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」、議案第128号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」、議案第129号「市道路線の認定について」、議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」について、議案第132号

「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」について、議案第133号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、議案第134号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」以上については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

その内容について、抜粋して報告いたします。

議案第127号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」は、平成31年度収支計画書を精査しつつ審査が行われました。市の財政も厳しい状況であるため、より一層の営業努力により、市委託料に依存したような状況を脱却してほしいとの意見が出ました。

議案第128号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」は、利用者に対するサービスに関してチェック機能を有しているのかという疑問がありました。指定管理者のチェック機能については、指定管理審査委員会で事業計画書、収支計画書などをもとに審査しているほか、毎月の状況報告、年度末における事業報告書の提出などとあわせて、ヒアリングも行っており、指導を徹底しているという答弁でありました。

また、委員からは、アンケート調査なども行い、利用者の声を聞くべきだとの意見が出され、今後、調査実施を検討したいとの答弁がありました。

議案第129号「市道路線の認定について」は、市道の新規2路線について詳細な説明が行われました。法正運動公園線は野村運動公園に応急仮設住宅が建設されたことや12月に仮設保育所が建設されることに伴い整備する路線であり、坂本中組線は城川支所隣接地にジオミュージアムの建設を予定しているため整備する路線になります。いずれの路線も今後の交通量増加を想定し、市道として管理するため認定するものであるとの説明でありました。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」のうち、経済振興課所管分では、米博物館の擁壁に通じる水路の改修に関し質疑がありました。擁壁への影響が懸念される中、今後、どのように対応する予定か質したところ、地元住民からも水路から流れ込む水が擁壁の崩壊を引き起こし、ひいては周辺地域への被害をもた

らすのではないかという声が寄せられているので、来年度予算で調査費を組み、全体を十分調査した上で必要となる方策を検討したいとの答弁がありました。

農業水産課所管分では、長早漁港海岸高潮対策事業における進捗のおくれについて質疑がありました。本年度も国の内示が減額となることから、やむなく工事費を減額するに至っているが、今後も国に対しては、補正予算あるいは、新年度予算において要望を続け、当初の事業計画どおり完成できるよう努力したいとの答弁がありました。

林業課所管分では、7月豪雨災害の復旧事業を優先するための事業実施が困難となったものについて、やむなく経費を減額するに至った補正内容などを中心に説明がありました。今回の補正では林業振興費で1億7188万1000円の減額、林道事業費では150万の減額が行われている一方、農林水産施設災害復旧費のうち、林業用施設災害復旧費では、県単独治山事業に伴う600万円の増額補正が行われております。この災害復旧事業については、台風24号により被災した宇和町伊賀上地区、大江地区の2箇所において二次被害を防止するためのものであるとの説明でありました。

建設課所管分では、解体工事に伴う積算数量の算出根拠の算定について質疑がありました。統計数値によるデータを根拠として採用してよいのではないかと質疑に対し、近隣市町の状況も確認しつつ、31年度事業から新しい算定方法を統一した運用で行えるように進めていきたいとの答弁がありました。

上下水道課所管分では、西予市農業集落排水事業特別会計、西予市公共下水道事業特別会計、西予市簡易水道事業特別会計に関する繰出金について説明があり、主に平成30年7月豪雨に関する財源調整として補正を行っているとのことでした。

議案第132号、議案第133号、議案第134号におけるそれぞれの特別会計は、前述の財源調整に基づく補正と施設維持管理業務にかかる債務負担行為が主なものであり、加えて詳細な説明があったため、委員会の質疑はありませんでしたが、要点を列挙すると、まず、議案第132号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」では、7月豪雨災害により被災した田之筋農業集落排水施設の歳入予算のうち、災害復旧事

業にかかわる予算の組み替えと宇和地区7処理区の平成31年度施設維持管理業務の債務負担行為設定に関して説明がありました。

議案第133号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」では、7月豪雨災害により被災した公共下水道処理施設の災害復旧に要する経費の増額と財源の調整に加え、債務負担行為として平成31年度の西予市浄化センターの維持管理業務を設定する内容について説明がありました。

議案第134号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」では、豪雨災害により被災した簡易水道施設などの災害復旧に要する経費の増額及び財源の調整についての説明があり、本件の災害復旧に要する経費の財源調整においては、地元負担を軽減できるよう、一般会計から歳入に関して、助成の割合を3分の1から10分の7へと増額して予算を計上しているとのことであります。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成30年12月20日産業建設常任委員会委員長河野清一。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

お諮りいたします。

議案第126号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第126号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第127号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第127号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第127号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第128号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第128号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第128号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第129号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第129号「市道路線の認定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第130号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第130号「平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第130号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第131号から議案第134号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第131号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」から、議案第134号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」までの4件は、原案のお

り決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第131号から議案第134号までの4件は、原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時46分)

○議長

再開いたします。(再開 午後3時00分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第135号「林道滝山線(3号箇所)災害復旧工事請負契約について」から、議案第140号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第9号)」までの6件、並びに「議員派遣の件について」、本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。よって、7件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長

まず、追加日程第1、議案第135号「林道滝山線(3号箇所)災害復旧工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井産業部長。

○酒井産業部長

議案第135号「林道滝山線(3号箇所)災害復旧工事請負契約について」、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の復旧箇所は平成30年7月3日から7月8日にかけての平成30年7月豪雨災害により被災を受け、路側の崩壊等により通行ができない状況で、災害復旧延長は348メートルとなっております。当路線は林道としての役割に加え、沿線に宇和給水区域の下川浄水場が位置し、水道施設管理においても重要な路線となっていることから、今回、本工事を発注するものであります。本工事に

つきましては、去る11月27日に事後審査型条件付一般競争入札を執行し、株式会社兵頭建設代表取締役兵頭純太氏と工事請負金額2億1384万円で11月29日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事に係る概要等につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第135号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第135号「林道滝山線(3号箇所)災害復旧工事請負契約について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第135号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第2、議案第136号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第139号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題とい

たします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第136号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第137号「西予市特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第138号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第139号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容でございますが、まず、人勧に伴うものでは、民間給与との格差を解消するため、職員の月例給につきまして、昨年度に引き続き、若年層に重点を置いて引き上げを行うもので、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定し、平成30年4月1日にさかのぼって適用させるものでございます。平均改定率は0.33%となっております。勤勉手当につきましては、年間0.05月分引き上げ、4.45月分としております。具体的には、平成30年度の12月期支給割合を0.05月分引き上げ0.95月分とし、平成31年度以降においては、6月期と12月期に振り分けそれぞれ0.925月分としております。

また、市の特別職、議会議員の給与につきましても、国・県の給与改定に準じ、期末手当を年間0.05月分の引き上げを行うものでございます。

また、現行の職員給料表を改定するに当たり、任期付職員の給料表につきましても改定を行うものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第136号から議案第139号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

討論なしと認めます。

これより、議案第136号から議案第139号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第136号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第139号「西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第136号から議案第139号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第3、議案第140号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第140号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第9号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、まず、先ほど条例改正でご説明いたしました人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じて実施いたします職員の給与等及び特別職、市議会議員の期末手当の改定に伴う経費の増額、並びに災害復興に係る職員の時間外手当を増額するものであります。

次に、国の臨時特例交付金を活用して、児童・生徒等の熱中症対策と学習環境の向上を図るため、小学校及び中学校の空調設備を整備する経費を上程するものであります。

そのほか、特別養護老人ホームしいのき園の裏山斜面の一部崩落復旧に要する経費を増額するものであります。

これらの事業の主な財源につきましては、国庫補助金、地方債のほか、財政調整基金を繰り入れ、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3661万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を431億1741万9000円と定めるものであります。

また、地方債の補正といたしまして、旧合併特例事業債等の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君

24ページの教育費、学校建設費についてお伺いをいたします。小学校の今空調設備の説明がありましたけれども、小学校は大野ヶ原小学校を除く12校のうち11校が空調設備100%という計画のように聞いております。

しかし、中学校におきましては5校のうち、明浜・城川が94%、宇和・野村が90%、三瓶町は73%と聞き及んでおりますけれども、三瓶町に居住しております議員として、なぜ三瓶町が73%になったのか。その原因と理由をまずお伺いをいたします。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

失礼いたします。

先ほどの小野議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

小学校・中学校、今回、空調設備を入れるという計画にしておりますが、中学校の場合、普通教

室と特別教室というものがございます。この特別教室というのは、例えば、音楽室や美術室、そして技術室、あるいは学校により複数の教室がある場合、例えば、全ての音楽室に空調を設置しなくても、暑い時期には空調のある音楽室を使用するように調整するというようなことが可能でございます。特に三瓶中が、今回もちろん普通教室は中学校全て100%でございますが、特別教室、少し整備率が低くなっておりますけれども、三瓶中学校におきましては、現校舎の建築当初と比べ、クラス数が減少したことにより、2室必要なくなった教室、例えば美術室・音楽室がそれぞれ美術室1、音楽室2にというふうに2教室ずつございました。現在では利用頻度が低く、ほかの教室で授業を行うなどの調整が可能な教室、あるいは授業で使用しなくなった教室などがございます。

この数が三瓶中の場合、生徒数の割に保有教室が多く、こういう結果につながったものでございまして、必要な教室には全て今回計画するようしておりますので、どうぞご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

大体そういう理由といたしますか、原因はよくわかったのですけども。ただこういう決定をされた場合に、担当の中学校の校長先生以下職員並びに、PTAの役員さん等にはその旨の周知といたしますか、お願いといたしますか、それはされた上での決定ですか。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

学校の校長先生等ときちっと打ち合わせをいたしまして、必要な教室に入れるということで調整させていただいております。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村ですが、24ページ、今小野議員が質問された同じページですが、学校建設費ということ

で小学校のエアコン、そして中学校のエアコンが計上されておりますが、昨年の12月1日に、行政報告で私ども議員に対して、いろいろ資料を提供していただいて、細かく説明をいただいたところなんです、それと比べますと事業費で5000万ほど増額しておりますのと、そしてまた、国庫の交付金の補助率が、国庫支出金が非常に少なくなっておるなど。昨年は大体30%弱の補助率だったんですけど今回は2割を切っておるんじゃないかと思いますが、こういうように事業費が増額し、補助率が大幅に減っておるのはどういうことかということと、もう一つは、これだけ整備しますと、各小学校、中学校電気代などが大幅に増加すると思うんですが、そういうものは計算されておると思いますがどの程度になるのか、これができて運用されますと、どれだけ電気代がかかるのかなというのが素朴な疑問を持つところなんです、その辺わかる範囲でお答え願ったらと思います。

○議長

高橋教育部長。

○高橋教育部長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず事業費が増加した原因でございますけれども、今回、国の補助制度ができるという段階で、今回、整備をやはりしておかないと、後で追加はだめだろうということで、学校等とも打ち合わせいたしまして、必要な教室にはつけよと。もう一つは既にエアコンがついている教室につきましても老朽化している部分をつけるというようなことで設置する教室数が増加したことによる事業費の増でございます。

それとあと、補助率が昨年度説明させていただいたときよりは下がっているということでございますが、これ今回の臨時の特例の交付金が国で認められるときに、最初は、普通教室だけ補助のみというような動きがございましたが、いろいろと、恐らく関係の議員等でいろいろお願いしていただいたんだろうと思うんですけども、その普通教室だけではなくて、予算の範囲内で補助をいただくということになりましたので、全体の事業費の3分の1というわけにはいきませんが、国の可能な範囲でいただいているということでございまして、少し昨年度の計画のときよりは、補助率が下がっているというようなこと

になろうかと思えます。

それと2番目のご質問の空調設置後の電気代ということでございますが、夏季6月から9月まで、そして、冬季12月から2月ということで、1日8時間、20日間使用したと仮定しまして、全部で約2700万の電気料の増加になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

ただいまの説明で大体理解できたわけですけど、2700万という電気代がこれからまた毎年かかってくるということ大変重荷になるなど感じたところでございます。

それで次の質問で28ページに、1番最後の災害復旧費、市有財産災害復旧事業ということで事業概要のところには1545万7000円と、これは野村のしいのき園のことだろうと思うんですが、こちらについては厚生常任委員会で、12月12日に現地も視察させていただきまして、現地で野城総合福祉協会の担当者の方からもいろいろ説明を聞いたわけですが、現地を見せていただきますと復旧工法としては、吹付のり砕工と鉄筋挿入工法ということで説明を受けまして、現場に合った復旧工法かなと私も理解したところでございますが、ただあそこは二段切りののりの長い山切りをしております、もちろんその天端にもトラフ、上まで上がってないんですけども、上にもトラフ、U型トラフということで排水路があるようでして、そしてまた、中間の小段、幅がせいぜい1メートルか1.5メートル程度の小段があるんですけども、そこにも24センチ角ぐらいのトラフが見えたわけですけども、こういうようなトラフが両方とも法面に設置されておまして、適宜非常に大雨が降るようになってきましたので、トラフ自体の落ち葉やそして土砂が流入するというので、特に小段のトラフなんかは、ほぼ水平に設置されておるような状況でして勾配がとれてないということでもう堆積する一方じゃないかと、土砂が。ああいうようなところにのり面から今回のような大雨が今後も降るわけですけども、要するに土砂ですから、ため池の土堰堤と同じで越流するような水が流れますと一気に崩壊するという危険性が非常

に高いわけですので、野城総合福祉協会でも、しっかりと日常の維持管理、高い所ですから安全管理には十分気をつけていただいて、定期的なパトロールをして土砂の堆積状況なんかを見ながら排除していかないと、また同じような再度の災害が発生する恐れは十分にあるなど思ったところで、特に正面に向かって右側の法面は、まだまだ切り飛ばしのままで長い法面がそのまま残っております。崩れてはない今回では、次崩れるところの予備軍だろうと思うんですけれども、そういうところを抱えておりますので、しっかりとそういう安全管理する上で、定期的なパトロールと土砂の排除、こういうところを注意しないと、せっかく復旧しても、余り再度の災害防止にはつながらない面があるのかなと思っておりますので、その辺しっかりとしいのき園の実質管理者へ対応していただきたいと思っておりますのでその辺心づもりがあるようであれば、ご回答いただけたらと思いません。よろしくをお願いします。

○議長

中村議員にお伝えいたしますが、質疑につきましては簡単明瞭にさせていただきたいかように思いますので、よろしくをお願いします。

それでは藤井生活福祉部長。

○藤井福祉事務所長

失礼をいたします。

福祉事務所長として、中村議員の質問にお答えをさせていただいたらと思いません。

ご質問のとおり、災害の対策といたしまして、日ごろから排水路、トラフ等の清掃の管理が重要になってまいります。ご意見いただきましたとおり、施設運営法人である西予市野城総合福祉協会と連携してしっかりと対処してまいりたいと考えております。貴重なご提言まことにありがとうございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第140号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第140号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第9号)」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第140号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第4、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いませんが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成30年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

J R 卯之町駅に愛の火鉢が設置され、時より真っ白な霜が、ほ場を覆う宇和盆地では、現在、約70羽から90羽であろうと言われるナベヅルが越冬をしております。このように多くの個体が越冬するのは初めてで、冬の中のわらマンモスとともに当市の新たな冬の風物詩となるのではないかと期待をしているところでございます。

去る11月30日から21日間の会期で開催されました第4回定例会は、本日全ての日程が終了の運びとなりました。会期中、議員各位には本議会並びに各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、条例の一部改正、指定管理者の指定並びに、補正予算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決いただきました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、先日発表されました平成最後の世相をあらわす漢字は、「災」とのことでした。当市におきましても、2月の大寒波による水道管破裂により、長期の断水、7月豪雨など、自然災害が多発し、市内各地に甚大な被害が発生した年でありましたが、来る年は災害のない穏やかな年であってほしいと願っているところであります。このような中、今月10日第1回復興まちづくり計画策定委員会を開催いたしました。復旧・復興事業の指針となる計画策定に向けた今後の進め方について、説明申し上げ、意見交換をしたところであります。現在、市内各所におきまして復興座談会を開催しているところでございますが、座談会を通じて皆様のご意見やお考えを直接拝聴し、今後策定いたします復興まちづくり計画に反映していきたいと考えております。議員各位におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、7月豪雨災害によりまして運営を休止しておりました宇和町明間にある游の里温泉ユートピア宇和が、関係各位のご尽力によりまして、あす21日から営業再開の運びとなりました。これから冷え込みの厳しい季節となつてまいりますので、市民の健康と活力の増進を図る温泉交流施設として皆様にご活躍いただきますようご案内をさせていただきます。

このたび7月豪雨災害で被害を受けた明浜地区のミカン園では、復興、収穫支援と今後の移住・定住に向けた取り組みといたしまして、12月22日から2日間、「支援！復園！みかん縁！」を企画したところでございます。このイベントは関東圏を中心とした24名の参加者が、被災したミカン園地の復旧を手伝いながら、地元農家の皆さんとの交流を通じて明浜地区の魅力に触れていただき、将来的な移住・定住につなげていくものであります。このミカン園の支援が西予とのご縁となり、すばらしいつながりになるよう、このイベントの成功を心から願っているものであります。

そして、野村地区では、ことしも中筋地区グラウンドにおいて、世界一高い20メートル19センチの大門松が地元有志の皆様により設置され、16日にライトアップされました。また、ことしは中筋地区有志の皆様によりまして、野村支所前にも高さ10メートルの大門松が設置されましたが、復興に向けてご苦労されている野村地区の皆様、そして年末年始に帰省される皆様にとりまして、この大門松は、復興に向けた心のともしびとなりましてことを願ってやみません。

市民の皆様の中には、なれ親しまれたご自宅ではなく、仮設住宅やご親戚のお宅などで新年をお迎えになられる方も多くとお察しいたします。

ことしは大変な年ではありましたが、来る新しい年が皆様にとりまして、少しでもよい年になりますよう、私どもも鋭意努力してまいります。健康にご留意いただき、どうぞよいお年をお迎えください。

終わりに、これからの季節、寒さが一段と厳しくなつてまいります。議員各位におかれましては、どうかご自愛をいただきまして、来る平成31年が希望に満ちた、そして、幸多き年になるようご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

1年間まことにありがとうございました。

○議長

これをもって、平成30年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

平成30年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期11月30日（金）～12月20日（木）

（会期21日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
11月30日	金	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午前10時開会） ・ 理事者提案理由説明 ・ 質疑 ・ 即決議案採決
12月1日	土	休 会	
12月2日	日	休 会	
12月3日	月	休 会	
12月4日	火	休 会	
12月5日	水	休 会	
12月6日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問
12月7日	金	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託
12月8日	土	休 会	
12月9日	日	休 会	
12月10日	月	休 会	
12月11日	火	休 会	
12月12日	水	常任委員会	
12月13日	木	常任委員会	
12月14日	金	休 会	
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	休 会	
12月18日	火	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 討論通告不切
12月19日	水	休 会	
12月20日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会（午後1時00分開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決 ・ 即決議案採決

平成30年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 125号	西予市社会教育複合施設新築工事変更請負契約について	30.11.30	原案可決
議案第 126号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	30.12.20	原案可決
議案第 127号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	30.12.20	原案可決
議案第 128号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	30.12.20	原案可決
議案第 129号	市道路線の認定について	30.12.20	原案可決
議案第 130号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)	30.12.20	原案可決
議案第 131号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	30.12.20	原案可決
議案第 132号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)	30.12.20	原案可決
議案第 133号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	30.12.20	原案可決
議案第 134号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	30.12.20	原案可決
議案第 135号	林道滝山線(3号箇所)災害復旧工事請負契約について	30.12.20	原案可決
議案第 136号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	30.12.20	原案可決
議案第 137号	西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	30.12.20	原案可決
議案第 138号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	30.12.20	原案可決
議案第 139号	西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	30.12.20	原案可決
議案第 140号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第9号)	30.12.20	原案可決
認定第 1号	平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 2号	平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 3号	平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 4号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 5号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 6号	平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 7号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 8号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 9号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30.11.30	認定
認定第 10号	平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について	30.11.30	認定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 11号	平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について	30.11.30	認 定
認定第 12号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	30.11.30	認 定
報告第 18号	専決処分事項の報告について	30.11.30	報 告
議会報告第3号	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会中間報告について	30.12.20	報 告
	議員派遣の件について	30.12.20	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
8月29日	議 長	愛媛県市町総合事務組合総会
9月3日	全 議 員	平成30年第3回定例会 代表質問・一般質問
	関 係 議 員	決算審査特別委員会
9月5日	全 議 員	平成30年第3回定例会 一般質問
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
9月7日	関 係 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
9月11日	議長・関係議員	西予市森林組合通常総代会
	関 係 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会・産業建設常任委員会
9月15日	議長・関係議員	松葉寮敬老会
9月17日	議長・関係議員	高山地区敬老会
9月19日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	平成30年第3回定例会 閉会
	全 議 員	市内被災地視察
9月20日	関 係 議 員	西予市地域防災体制特別委員会
9月21日	議 長	行幸啓
	関 係 議 員	西予市地域防災体制特別委員会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
9月26日	関 係 議 員	決算審査特別委員会
	議 長	四国西予ジオパーク推進協議会総会
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
10月1日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月4日	関 係 議 員	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会
10月9日	議長・副議長	愛媛県市議会議長会秋季定期総会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
10月13日	議長・関係議員	土居家観月会
10月15日	関 係 議 員	西予市決算審査特別委員会分科会（総務）
10月16日	関 係 議 員	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会
	関 係 議 員	西予市地域防災体制特別委員会
10月17日	関 係 議 員	西予市決算審査特別委員会分科会（厚生）
10月18日	副 議 長	愛知県豊明市議会総務委員会 行政視察受入
	議 長	えひめスポーツ推進会議
10月19日	関 係 議 員	西予市決算審査特別委員会分科会（産業建設）
10月21日	議長・関係議員	かまぼこの絵展覧会表彰式
10月23日	総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会
10月27日	副 議 長	第37回国際交流の夕べ

月 日	出席者	行事名
10月27日	議長	宇和高校創立100周年記念式
10月28日	議長	せいよ婦人大会
10月30日	関係議員	西予市地域防災体制特別委員会
11月2日	関係議員	西予市地域防災体制特別委員会
	関係議員	西予市決算審査特別委員会
	関係議員	ICT活用検討委員会
	関係議員	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会
11月4日	議長・関係議員	オールドスターズ夢の球宴
11月5日	議長・関係議員	西条市議会タブレット端末導入プロジェクトチーム 行政施設受入
11月6日	関係議員	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会
	議長・関係議員	市民との意見交換会（中筋地区）
11月7日	全議員	全員協議会
	全議員	平成30年第3回臨時議会
	全議員	西予市戦没者追悼式
11月13日	議長	163回全国市議会議長会建設運輸委員会
	議長・関係議員	市民との意見交換会（中川地区）
11月14日	関係議員	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会 行政視察（～15日）
	議長	第15回西予市長杯クロッケー大会
11月15日	議長	全国過疎地域自立推進連盟第49回定期総会
11月17日	議長	西予市お伊ネ賞事業表彰式前夜祭
11月18日	議長	西予市お伊ネ賞事業表彰式・シンポジウム
11月19日	議長	愛媛県市議会議長会正副会長会議
11月20日	関係議員	西予市議会議員定数及び報酬に関する公聴会
	議長・関係議員	市民との意見交換会（三瓶東地区）
11月21日	関係議員	西予市決算審査特別委員会
	関係議員	議会運営委員会
11月27日	議長・関係議員	シーボルト協会 来訪対応
	議長・関係議員	乙亥大相撲
11月28日	議長	黒松内町 来訪対応
	関係議員	議会運営委員会
	関係議員	西予市議会議員定数及び報酬等検討特別委員会
11月30日	全議員	行政報告会
	全議員	議員全員協議会
	全議員	平成30年第4回定例会 開会
	関係議員	議会だより編集委員会

平成30年12月13日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

総務常任委員会

委員長 信 宮 徹 也

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第130号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）	原案可決

平成30年12月12日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

厚生常任委員会

委員長 山 本 英 明

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第126号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第130号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第131号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決

平成30年12月12日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

産業建設常任委員会

委員長 河 野 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第127号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第128号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第129号	市道路線の認定について	原案可決
議案第130号	平成30年度西予市一般会計補正予算(第8号)	原案可決
議案第132号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第133号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第134号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決

平成30年11月21日

西予市議会議長

酒 井 宇 之 吉 様

西予市決算審査特別委員会

委員長 竹 崎 幸 仁

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
認定第 1号	平成29年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 2号	平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 3号	平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 4号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 5号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 6号	平成29年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 7号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 8号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 9号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第 10号	平成29年度西予市水道事業会計決算の認定について	認 定
認定第 11号	平成29年度西予市病院事業会計決算の認定について	認 定
認定第 12号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認 定